

令和6年度 第1回市長会議次第

令和6年4月25日（木）10:00

栃木県自治会館 403会議室

1 開 会

2 あいさつ

- (1) 会長あいさつ
- (2) 新任市長あいさつ
- (3) 栃木県総合政策部長あいさつ

3 報告事項

- (1) 会務報告について
 - ① 第2子保育料免除事業に係る緊急要望
 - ② 公金取扱いに係る事務効率化並びに手数料について
 - ③ 能登半島地震見舞金の送金
- (2) 市長会長及び副会長の役職について
- (3) 全国市長会・全国市長会関東支部・県市長会等の主要日程について(4～10月)
- (4) 自治会館建替えについて

4 協議事項

(1) 役員・委員の推薦について

※事務局案のとおり決定

- ① 全国市長会
理 事（1名）
評議員（3名）
- ② 全国市長会関東支部
理 事（1名）
- ③ 栃木県市長会代表役職
（12団体20役職）
 - ア 栃木県農業信用基金協会
 - イ 栃木県都市計画審議会
 - ウ 栃木県スポーツ推進審議会
 - エ 栃木県公立学校施設整備期成会
 - オ （公財）栃木県市町村振興協会
 - カ （公財）とちぎ建設技術センター
 - キ とちぎ地産地消県民運動実行委員会
 - ク （一社）栃木県農業会議
 - ケ 保証事業栃木協議会

- コ 栃木県緑の少年団連盟
- サ とちぎ木づかい促進協議会
- シ 園芸大国とちぎづくり推進会議

(2) 県に対する要望について (春季) 14件

※原案のとおり決定

- ① G7大臣会合開催を契機とした国際会議等のMICE推進の強化について
(宇都宮市)
- ② 急傾斜地の整備や住宅等の耐震化の推進について (宇都宮市)
- ③ 「とちぎの元気な森づくり県民税事業」における事業メニューの追加について (足利市)
- ④ 地域未来投資促進法に基づく民間開発に係る補助制度の拡充及び対象期間の延長について (足利市)
- ⑤ 学校部活動の地域クラブ移行に係る財政支援について (佐野市)
- ⑥ 小・中・義務教育学校への教育業務支援員配置の実施主体について (佐野市)
- ⑦ 第2期GIGAスクール構想の推進について (鹿沼市)
- ⑧ いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会レガシー基金について (鹿沼市)
- ⑨ 重度心身障がい者医療助成制度の補助率見直しについて (小山市)
- ⑩ DV被害者への保護判断の迅速化について (大田原市)
- ⑪ 旅券発行手数料のキャッシュレス決済の導入について (大田原市)
- ⑫ 農産物輸出支援等について (矢板市)
- ⑬ 新型コロナウイルス感染症予防のワクチン接種費用への支援について
(さくら市)
- ⑭ こども医療費助成制度の拡充について (下野市)

(3) 国に対する要望について

※原案のとおり決定

- ① 全国市長会関東支部提出議案
- ② 国に対する要望 (新規) 8件

5 その他

- (1) 栃木県市町村長会議の協議案件について
- (2) その他

6 閉会

栃木県市長会会務報告

期 日	種 別	概 要
R6. 1. 12 (金)	第4回市長会議	<p>栃木県自治会館において開催し、報告については了承し、協議については原案のとおり決定した。</p> <p>〔報告〕</p> <p>(1) 会務報告について</p> <p>① 安全・安心の道づくりを求める要望</p> <p>② 令和6年度都市税財源の充実確保に関する緊急要請</p> <p>(2) 外部からの要請・要望等について</p> <p>① 栃木県退職者連合</p> <p>〔協議〕</p> <p>(1) 令和6年度法令外負担金審議について</p> <p>① 令和6年度法令外負担金審議の概要</p> <p>② 審議結果</p> <p>(2) 令和6年度栃木県市長会事業計画(案)について</p> <p>(3) 令和6年度栃木県市長会歳入歳出予算(案)について</p> <p>① 令和6年度栃木県市長会歳入歳出予算書(案)</p> <p>(4) 令和5年度栃木県市長会一般会計補正予算(第1号)について</p> <p>(5) 栃木県市長会代表役職の推薦について</p> <p>① 栃木県救急・災害医療運営協議会 委員 鹿沼市長</p> <p>② 栃木県市町村総合事務組合 議員 栃木市長、大田原市長、さくら市長、那須烏山市長</p>
R6. 1. 24 (水)	全国市長会各委員会	<p>東京都千代田区「全国都市会館」、「ホテルルポール麹町」、「J A 共済ビル」、「東京ガーデンテラス紀尾井町」にて、行政、財政、社会文教、経済の各委員会が開催され、令和6年度政府予算案のうち各委員会所管事項及び重点事項等について、関係省庁から説明を聴取し、意見交換を行った。</p>
R6. 1. 24 (水)	全国市長会理事・評議員合同会議	<p>東京都千代田区「日本都市センター会館」において開催され、報告については了承し、協議については、原案のとおり決定した。</p> <p>〔講演〕</p> <p>活力ある多様な地域社会の実現に向けて 総務事務次官 内藤 尚志 氏</p> <p>〔報告〕</p> <p>(1) 令和6年度国の施策及び予算に関する提言について</p> <p>(2) 諸会議の開催状況等について</p> <p>(3) 令和6年能登半島地震への対応について</p> <p>〔協議〕</p>

期 日	種 別	概 要
		(1) 令和6年度全国市長会収支予算(案)等について (2) 第94回全国市長会議(通常総会)開催要領(案)について
R6. 1. 25 (木)	要望書の提出	令和6年度から開始される第2子保育料免除事業について、栃木県町村会と連名で、栃木保健福祉部長と面談の上、所得制限の撤廃に関する緊急要望書を提出した。[資料1-1]
R6. 1. 30 (火)	能登半島地震関連物資支援申請	各市の支援可能物資の情報を取りまとめ、本会として、石川県の電子申請システムから登録。また、本県危機管理課にも情報提供。(現時点で物資支援の要請は無し。)
R6. 1. 31 (水)	足銀への回答	令和5年1月に足利銀行から要望のあった公金取扱いに係る事務効率化並びに手数料について、県内24市町長連名による回答書を提出した。(2月27日 足利銀行から内容了解の旨連絡あり。) [資料1-2]
R6. 2. 7 (水) ~2. 8 (木)	市長調査研究及び秘書担当課長研修会	大阪府豊中市及び栃木県大阪センターにおいて、下記のとおり調査研究を行った。 ・子ども政策全般及び子どもの居場所づくりについて ・栃木県 大阪センターの活動内容・状況について
R6. 2. 29 (木)	能登半島地震関連見舞金の送金	各市からの見舞金を取りまとめ、石川県市長会へ見舞金100万円を送金。(3月7日 礼状を受領。)[資料1-3]
R6. 3. 8 (金)	能登半島地震関連職員中長期派遣の照会への回答	全国市長会から各市に照会があった能登半島地震に係る職員中長期派遣の照会について、各市の回答を取りまとめ、全国市長会に報告。(本県からの中長期派遣申出は無し。)
R6. 4. 10 (水)	全国市長会関東支部役員会	次の事項について、協議については原案のとおり決定し、報告については了承した。 [協議] (1) 令和6年度全国市長会関東支部歳入歳出予算(案)について (2) 第113回全国市長会関東支部総会の開催日程等について (3) 都県市長会提出議案の取扱いについて (4) 全国市長会及び全国市長会関東支部次期役員の推薦について (5) 次期役員会の開催日程等について [報告] (1) 関東支部会務報告について (2) 市区長選挙の結果報告について (3) 全国市長会関東支部役員の変動について (4) 全国市長会役員の変動について [その他] (1) 全国市長会会長選挙について

期 日	種 別	概 要
R6. 4. 10 (水)	全 国 市 長 会 理 事 会	東京都千代田区「全国都市会館」において開催され、報告について了承した。 〔講演〕 「スマート・モビリティと地域交通のリデザイン」 東京大学大学院新領域創成科学研究科 特任教授 中村 文彦 氏 〔報告〕 (1) 諸会議の開催状況等について (2) その他

○その他

- ・令和6年4月17日に矢板市長 齋藤 淳一郎 氏が退任されたため、退任に際し、餞別金を贈呈した。

令和6年1月25日

栃木県知事 福田 富一様

栃木県市長会長 佐藤 栄一

栃木県町村会長 古口 達也

第2子保育料免除事業に係る緊急要望

過日開催されました新春知事記者会見におきまして、とちぎ少子化対策緊急プロジェクトの取組の1つとして「第2子保育料の免除」を表明されましたことは、子どもを安心して生み育てるために大変有意義なことであり、改めてお礼申し上げます。

第2子保育料免除事業につきまして、先進自治体においては所得制限なしで事業が実施されており、県内におきましても、独自に事業を実施している市町においては、所得制限なしとしております。また、第3子の保育料については、既に国の制度及び本県の独自施策により所得制限なしで免除事業を実施しているところです。

本事業につきましては、1月12日の市長会議及び19日の町村長会議で、所得制限を設ける方向であるとの説明をいただきましたが、所得制限を設けないことで、栃木県全体、オール栃木として「子育てに優しい県」をアピールでき、移住定住の取組にも効果的であるものと考えております。

県民が願う子育て環境の第一は、経済的な負担が少なく、安心して子育てできる環境であり、今後とも、県と市町がより一層連携協力し、とちぎ創生15戦略（第2期）が掲げる「妊娠・出産、子育ての切れ目のない支援」が行えるよう、所得制限のない第2子保育料免除事業とすることを強く要望いたします。

令和6年1月31日

株式会社足利銀行 取締役頭取 清水和幸 様

公金取扱いに係る事務効率化並びに手数料について

日頃より、県内24市町の行政運営に関しまして、ご支援ご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、昨年1月に要望いただきました標題の件につきましては、これまで各市町の会計管理者で構成する協議会での説明や貴行における公金処理の現地見学などを開催いただき、市町と貴行とのそれぞれの状況や課題について理解が深まったものと認識しております。

また、公金取扱いに係る手数料につきましては、市民、町民の理解が得られる明確な根拠や急激な負担増への影響などを踏まえ検討してまいりました。

つきましては、要望いただきました手数料は、これらの内容を勘案し、添付のとおり県内24市町統一のものとして回答いたします。

既に、固定資産税など一部地方税のeLTAXを活用した電子納付が全国一斉に開始されており、公金取扱いに係る事務に大きな変化が出ておりますが、国からは今後も納付者の利便性向上と地方公共団体の事務効率化を目的に、令和8年度には電子納付の種目を介護保険料など各種公金まで拡大することを目指す旨通知が発出されております。

県内市町は、国の動きに的確に対応することはもとより、公金取扱いに係る事務のデジタル化など、事務効率化に向けた取組を一層強化し、市民町民の利便性向上にもつなげてまいりたいと考えておりますので、貴行との更なる連携にご協力をいただきますようお願いいたします。

宇都宮市長	佐藤	栄一	上三川町長	星野	光利
足利市長	早川	尚秀	益子町長	広田	茂十郎
栃木市長	大川	秀子	茂木町長	古口	達也
佐野市長	金子	裕	市貝町長	入野	正明
鹿沼市長	佐藤	信	芳賀町長	大関	一雄
日光市長	粉川	昭一	壬生町長	小菅	一弥
小山市長	浅野	正富	野木町長	真瀬	宏子
真岡市長	石坂	真一	塩谷町長	見形	和久
大田原市長	相馬	憲一	那須町長	平山	幸宏
矢板市長	齋藤	淳一郎	那珂川町長	福島	泰夫
那須塩原市長	渡辺	美知太郎			
さくら市長	花塚	隆志			
那須烏山市長	川俣	純子			
下野市長	坂村	哲也			

令和6年1月31日

公金取扱に係る手数料について

【金額は税抜】

	貴行要望内容	回 答	
		金 額	負担開始時期
窓口収納手数料	100円 令和6年4月から	要望どおり	令和6年10月
振込(E B)手数料	足利(常陽)銀行あて100円 他金融機関あて160円 令和6年10月から	他金融機関あてのみ62円	要望どおり (令和6年10月)
振込(帳票)手数料	足利(常陽)銀行あて700円 他金融機関あて1,000円 令和6年10月から	要望どおり	要望どおり (令和6年10月)

要望のありました振込(EB)手数料については、まずは市町と貴行とが連携し窓口収納や振込件数の削減に努めるとともに、デジタル化などの事務効率化に取り組むこととし、令和6年度の実績結果を検証したうえで、電子納付が拡大する令和8年度の対応について協議していくこととする。

謹啓 時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、このたびの令和6年能登半島地震に際しまして、心温まる見舞金をお寄せ頂き、誠にありがとうございました。

貴会からご寄託いただきましたご芳志は、石川県内の各被災市へ配分させていただき、一日も早い復旧・復興に向け、手を携えて取り組んでまいる所存でございます。

今後とも、皆様方の変わらぬご厚情とご指導を賜りますようお願い申し上げます、甚だ簡単ではございますが、まずは書中をもってお礼のご挨拶を申し上げます。

謹言

令和6年3月7日

栃木県市長会

会長 佐藤 栄 一 様

石川県市長会

会長 村山 卓



栃木県市長会長の県附属機関等の役職

令和6年4月25日現在

番号	団 体 名	役 職 名	任 期	任 期 満 了 日
1	栃木県防災会議	委 員	2 年	令和7年9月
2	(公財)栃木県消防協会	顧 問	任期なし	
3	栃木県人権教育・啓発推進県民会議	委 員	任期なし	
4	栃木県「県民の日」実行委員会	副会長	任期なし	
5	北方領土返還要求運動栃木県民会議	会 員	任期なし	
6	東北縦貫自動車道建設同盟会	会 員	任期なし	
7	栃木県交通安全対策協議会	委 員	任期なし	
8	栃木県交通安全対策会議	委 員	3 年	令和9年3月
9	栃木県薬物乱用対策推進本部	本部員	任期なし	
10	「小さな親切」運動栃木県本部	顧 問	2 年	令和6年5月
11	日本赤十字社栃木県支部	副支部長	3 年	令和7年5月
12	栃木県国保事業充実強化推進協議会	構成員	任期なし	
13	(一財)栃木県青年会館	顧 問	1 年	年度ごと
14	栃木県藤楓協会	理 事	3 年	令和7年4月
15	(社福)栃木県共同募金会	顧 問	任期なし	
16	栃木県信用保証協会	理 事	3 年	令和7年8月
17	栃木県中小企業団体中央会	特別会員	任期なし	
18	栃木県県土整備事業協議会	副会長	2 年	令和6年6月
19	栃木県地方税務協議会	顧 問	任期なし	
20	栃木県地域留学生交流推進協議会	構成員	任期なし	
21	栃木県国会等移転促進県民会議	副会長	2 年	令和6年7月
22	(公財)栃木県暴力追放県民センター	副会長	任期なし	
23	(公財)栃木県市町村振興協会	理事長	2 年	令和6年6月
24	東京栃木県人会	会 友	任期なし	
25	栃木県暴走族等根絶対策協議会	構成員	任期なし	
26	とちの環県民会議	運営委員	2 年	令和6年5月
27	栃木県国民保護協議会	委 員	2 年	令和7年9月
28	栃木県安全で安心なまちづくり県民会議	副会長	任期なし	
29	栃木県農地水多面的機能保全推進協議会	副会長	5 年	令和9年3月
30	関東地方非常通信協議会	委 員	任期単年	
31	とちぎ未来クラブ	副会長	任期なし	
32	栃木県アンテナショップ協議会	副会長	任期なし	平成23年3月～
33	栃木県観光振興・復興県民会議	構成員	任期なし	平成23年12月～
34	栃木県「山の日」協議会	委 員	任期なし	平成25年11月～
35	「本物の出会い 栃木」観光プロモーション協議会	副会長	3 年	令和8年3月
36	全国市長会防災対策特別委員会	委 員	任期なし	平成30年7月～
37	とちぎカーボンニュートラル実現会議	委 員	1 年	令和6年5月
38	栃木県自治会館建替検討委員会	委 員	任期なし	令和2年4月～審議終了まで

栃木県市長会副会長の県附属機関等の役職

令和6年4月25日現在

番号	団 体 名	役 職 名	任 期	任 期 満 了 日
1	全国市長会	理 事	1 年	令和6年6月
2	栃木県市町村総合事務組合	管理者	2 年	令和8年4月
3	(公財) 栃木県農業振興公社	評議員	4 年	令和6年6月
4	(公財) 栃木県環境保全公社	評議員	4 年	令和7年6月
5	東京栃木県人会	会 友	任期なし	
6	とちぎの元気な森づくり県民会議	監 事	2 年	令和6年5月
7	とちぎ女性活躍応援団	代表者	任期なし	平成28年9月～
8	栃木県自治会館建替検討委員会	委 員	任期なし	令和2年4月～審議終了まで
9	(株)とちぎテレビ	取締役	1 年	令和6年6月

全国市長会・全国市長会関東支部・県市長会等の主要日程(4月～10月)

栃木県市町村長会議 (全市長)

- ・日 時 令和6年5月13日(月) 午後3時～
- ・場 所 栃木県公館

関東支部役員会 (県会長・顧問：宇都宮市長、理事：那須烏山市長・下野市長)

- ・日 時 令和6年5月13日(月) 午後1時30分～
- ・場 所 京王プラザホテル(東京都新宿区)

第113回関東支部総会 (全市長)

- ・日 時 令和6年5月14日(火) 午前10時～
- ・場 所 京王プラザホテル(東京都新宿区)

全国市長会理事・評議員合同会議

(県会長・相談役：宇都宮市長、理事：鹿沼市長、評議員：佐野市長・矢板市長・さくら市長)

- ・日 時 令和6年6月11日(火) 午前11時～
- ・場 所 日本都市センター会館

全国市長会分科会 (全市長)

- ・日 時 令和6年6月11日(火) 午後1時30分～
- ・場 所 ルポール麴町 ほか

市長フォーラム (全市長)

- ・日 時 令和6年6月11日(火) 午後3時30分～
- ・場 所 日本都市センター会館

第94回全国市長会議 (全市長)

- ・日 時 令和6年6月12日(水) 午前10時～
- ・場 所 ホテルニューオータニ

全国市長会各委員会 (県会長・相談役：宇都宮市長、理事：鹿沼市長、新評議員)

- ・日 時 令和6年6月12日(水) 総会終了後
- ・場 所 ホテルニューオータニ

全国市長会理事・評議員合同会議 (県会長・相談役：宇都宮市長、新評議員)

- ・日 時 令和6年7月17日(水) 各委員会：午前10時～
理事・評議員合同会議：午後1時～
- ・場 所 全国都市会館ほか

令和6年度第2回市長会議 (全市長)

- ・日 時 令和6年7月24日(水) 会議：午後2時～
知事を囲む懇談会：午後5時～
- ・場 所 さくら市

令和6年度副市長会議（全副市長）

- ・日 時 令和6年8月23日（金）午後3時～
- ・場 所 ホテルニューイタヤ（宇都宮市）

栃木県政策懇談会（全市長）

- ・日 時 令和6年8月28日（水）午後1時30分～
- ・場 所 等 未定

全国都市問題会議（全市長）

- ・日 時 令和6年10月17日（木）～18日（金）
- ・場 所 アクリエひめじ（兵庫県姫路市）

関東支部役員会（県会長・顧問：宇都宮市長、新理事）

- ・日 時 令和6年10月15日（火）～16日（水）
- ・場 所 ホテル日航立川東京（東京都立川市）

令和6年度第3回市長会議（全市長）

- ・日 時 令和6年10月23日（水）午前10時～
- ・場 所 鹿沼市

自治会館の建替えについて

自治会館建替えを含む栃木県市町村総合事務組合所有地活用整備事業の進捗状況について報告するもの

1 事業の進捗状況

令和5年11月13日 設計施工事業者選定プロポーザルの公告

令和6年3月22日 上記の優先交渉候補者の決定

優先交渉候補者 栃木てらす共同企業体

構成法人 (株)茂木コンクリート(代表法人)

積水ハウス(株)東日本特建支店、渡辺建設(株)

令和6年3月28日 基本協定の締結

4月9日 栃木県市町村総合事務組合の議決を経て事業契約を締結

契約金額 2,299百万円

(新会館設計・建設工事+現会館解体の価格 消費税を含む)

工期 令和8年11月30日

2 東側民有地の取得

現会館東側の民有地所有者から土地の買い取り意向が示され、会館エントランスの拡幅や緑地の増加、民間施設(コンビニ)の配置変更に伴う会館の視認性向上などの効果が期待できるため、民有地買取に向けた交渉を開始する。

面積 約250㎡ (周辺取引事例 13.4万円/㎡)

令和6年4月9日 栃木県市町村総合事務組合で関連予算の補正を議決

3 会館建替検討委員会の継続設置

事業が実行の段階へと進展し、今後、新会館の規模や形状など具体的な仕様の確定とともに全体の資金計画等を迅速に意思決定するため、市長会、町村会の正副会長などで構成する現在の検討委員会について、委員会の名称を「栃木県自治会館建設委員会」とするなど一部変更し組織として継続する。



栃木県市町村総合事務組合所有地活用整備事業 設計施工一括発注方式プロポーザル 認定事業者提案事業の概要

事業者名：栃木てらす共同企業体

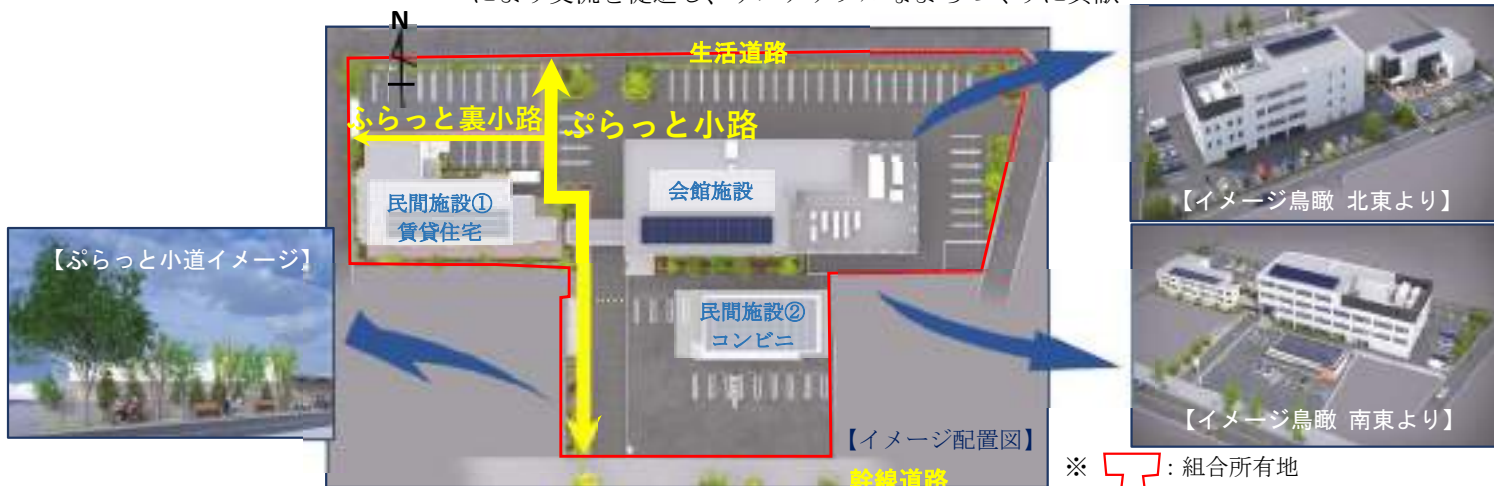
【構成法人】 3者(うち県内事業者2者：下線ゴシック表記)

株式会社茂木コンクリート、積水ハウス株式会社東日本特建支店、渡辺建設株式会社

【協力事業者】 3者

積水ハウス株式会社北関東シャームゾン営業所、積水ハウス不動産東京株式会社宇都宮賃貸営業所、株式会社セブンイレブン・ジャパン宇都宮地区営業所

【コンセプト】 ぷらっとフォーム ぷらっと立ち寄れる場所、ぷらっと入る動線、凸凹のないフラットなつくり、により交流を促進し、サステナブルなまちづくりに貢献



【所有地全体】

- 凸状の所有地を、新自治会館を中心に民間施設(賃貸住宅、コンビニエンスストア)を有効的に配置。
- 敷地全体では、北側生活道路(市道251号線)が狭小であることから、相互通行可能となるよう敷地をセットバックし周辺交通環境に配慮。
- 南北方向と一部の東西方向に、気軽に訪れ集い憩える「ぷらっと小路」を設定。

【会館施設】

- 鉄骨造り4階建て ZEB Ready仕様 延床面積約3,300㎡。
- エントランスホール(ぷらっとテラス)等の壁面への県産出材の大谷石活用や外構には県内代表的な樹木を植栽。
- 各階の執務諸室は、間取りの可変性に配慮したシステム天井・0Aフロアの採用。
- 建物部材や設備機器においては、高品質部材や耐久性の良い部材の採用によるライフサイクルコストの低減。

【民間施設】

- 組合と定期借地権契約(住居系の50年間、事業系30年以上50年未満)の下、民間施設は賃貸住宅(借地期間50年)とコンビニエンスストア(借地期間31年)の提案。
- 賃貸住宅は、ZEH-M取得のハウスメーカー認定工法 2階建て 延床面積約687㎡ 居室10部屋。
- 立地条件を生かしパワーカップルなど高収入世帯をターゲットとしたホテルライクな高級感の住空間を提供。
- 建設地の一部にハザードマップの浸水リスクエリアが有ることに配慮した浸水高さより高いフロアレベルの設定と入居案内時のハザードマップの周知徹底。
- コンビニエンスストアは、平屋建て 延床面積約200㎡ 太陽光発電パネル搭載。
- 業界最大手の事業者を協力事業者を迎え入れ、24時間営業と立地条件から継続的で安定的な運営を目指す。

【事業スケジュール】

- | | |
|--------|------------------------|
| 令和6年3月 | 基本協定書の締結 |
| 4月 | 組合議会 新会館建設工事契約及び借地契約審議 |
| 5月 | 新会館設計着手、民間施設賃貸住宅 設計着手 |
| 8月 | 民間施設賃貸住宅 工事着手 |
| 令和7年1月 | 新会館建設 工事着手 |
| 3月 | 民間施設賃貸住宅 工事完成 |
| 令和8年3月 | 新会館建設工事完成 |
| 5月 | 現会館解体工事着手 |
| 7月 | 民間施設コンビニエンスストア 設計・工事着手 |
| 11月 | 現会館解体工事完了 |
| 令和9年5月 | 民間施設コンビニエンスストア 工事完成 |

※今後の設計状況により、変更の可能性がある

【提案価格】

- 新会館建設費
設計・建設・解体費用
¥2,299百万円(税含む)
- 借地代
¥5,420千円/年
(203.75円/月・㎡)

【借地期間】

- 賃貸住宅
借地期間：50年間
- コンビニエンスストア
借地期間：31年間

現会館東側民有地の取得について

1. 趣旨

所有地活用整備事業を進める中で、測量業務の境界立会いを実施した際、現会館東側民有地の所有者から、組合への土地の買取に関する意向が強く示されたため、当該民有地取得に係る事項をご報告するもの。

2. 当該民有地の概要

- ・ 地番：宇都宮市昭和一丁目 16 番、17 番、18 番（※現況図は別紙のとおり）
- ・ 面積：約 250 m²（3 筆合計）
- ・ 取得見込額：約 3,350 万円 ※周辺取引事例平均（13.4 万円/m²）から算出
- ・ 所有者：16 番…K・T氏、S・M氏（兄妹・70 代）
17 番・18 番…K・S氏（兄妹の母親・101 歳）



3. 当該民有地の活用方法

当該民有地を取得することができた場合、会館施設エントランスの拡幅、それに伴う緑地や憩い空間の増加、また、民間施設（コンビニ）の配置変更による会館施設の視認性の確保など、優先交渉候補者の提案事業のさらなる改善が期待でき、組合所有地を含めた土地の有効活用が可能となると考える。

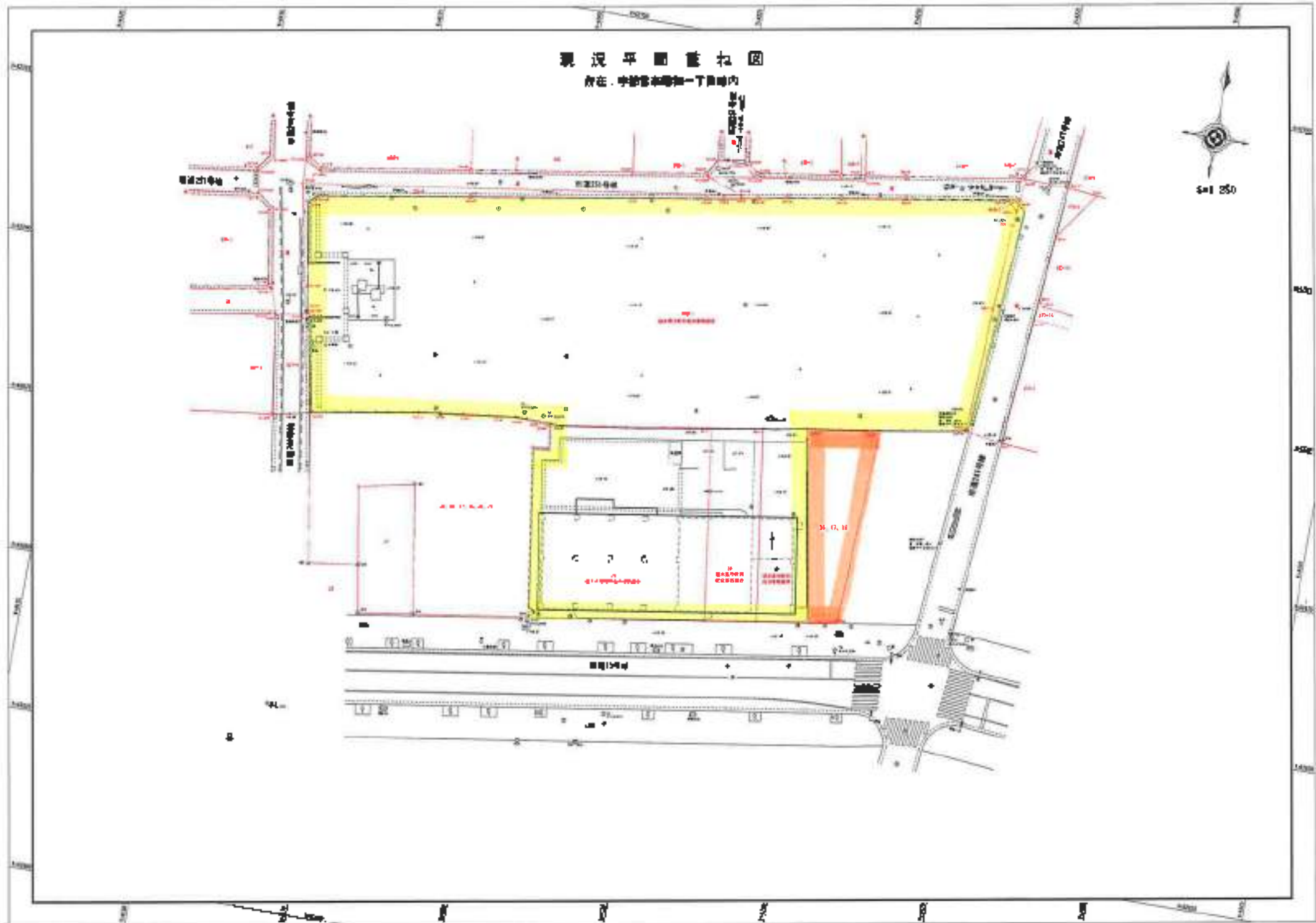
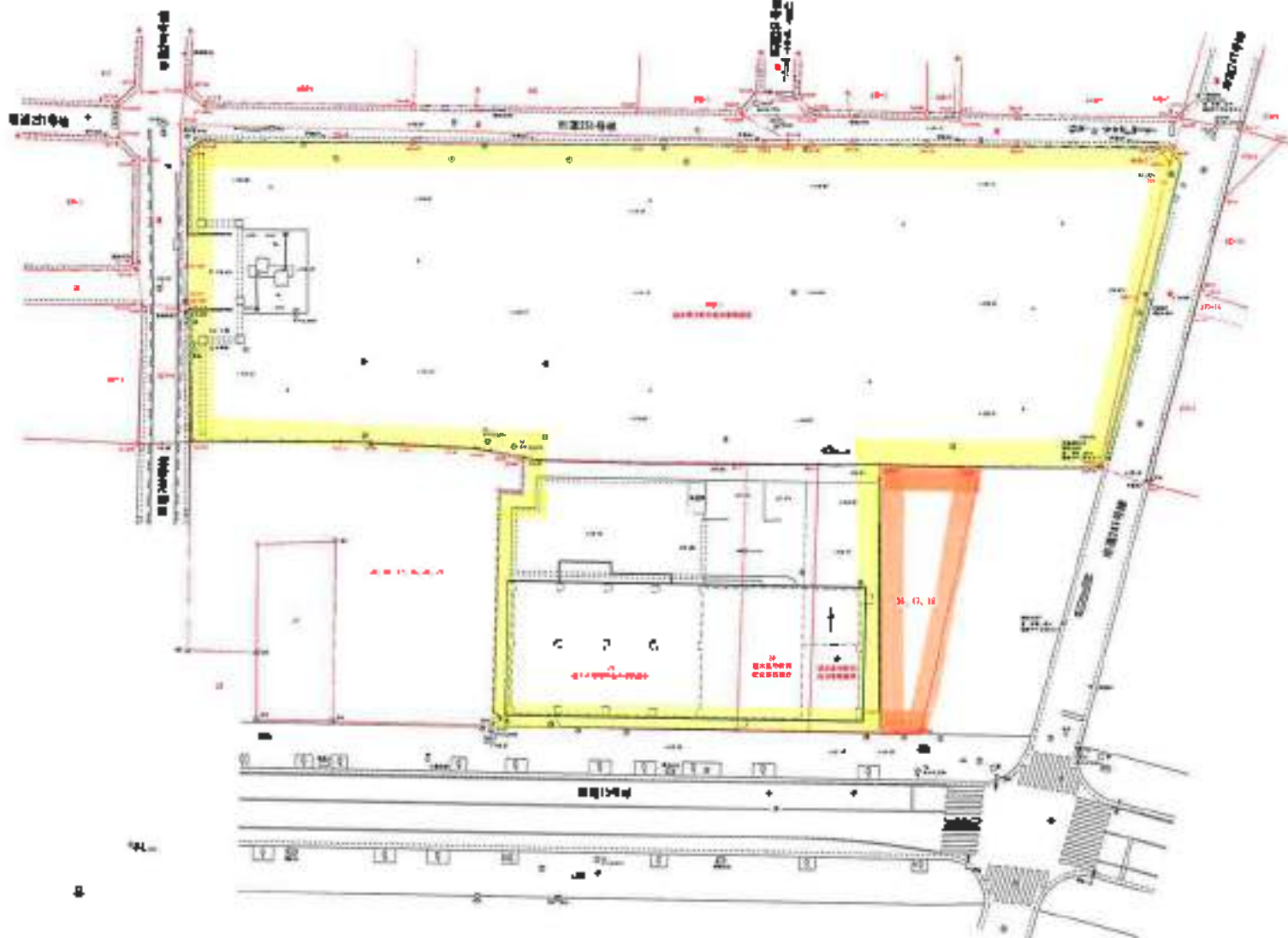
4. 今後の進め方

- ・ 当該民有地所有者はいずれも高齢であることから、相続権利が複雑になる前に、との意向があること。
- ・ 提案事業の会館工事が議会で承認された場合、基本設計は5月上旬～7月上旬に実施予定のため、設計の手戻りを防ぐために早めの取得判断が必要。

⇒ 議会等の承認後、速やかに当該民有地所有者に組合の意向を伝え、合意を得た後に優先交渉候補者と協議を行い、より良い事業計画としていく。

现状平面重拟图

存在·中街管本路加一丁路范围内



全国市長会役員調べ

事務局案

○印：評議員 任期：1年

年度 市	平成 20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	令和 元	2	3	4	5	6
宇都宮	○	理事					副会長	相談役	相談役	相談役	相談役	相談役	相談役	相談役	副会長	相談役	相談役
足利	相談役			○				○				○			○		
栃木		○				○				○				○			
佐野			理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事	理事			○	
鹿沼		○				○				○				○	理事	理事	理事
日光			○(監事)			○				○					○		
小山			○				○				○			○			
真岡			○				○				○				○		
大田原	理事				○				○				○				○
矢板				○					○				○				○
那須塩原	○				○				○				○				○
さくら				○					○				○				○
那須烏山	○				○				○				○				○
下野		○					○				○			理事			

全国市長会

(令和6年2月15日現在)

役職名	市区名	市区長名	次期	備考
副会長	相模原市長	本村賢太郎	千葉県 1名	
理事	新宿区長	吉住健一	東京都 3名	計14名
	足立区長	近藤やよい		
	福生市長	加藤育男		
	三浦市長	吉田英男	神奈川県 2名	
	藤沢市長	鈴木恒夫		
	蕨市長	頼高英雄	埼玉県 2名	
	川越市長	川合善明		
	成田市長	小泉一成	千葉県 2名	
	南房総市長	石井裕		
	北茨城市長	豊田稔	茨城県 2名	
	行方市長	鈴木周也		
	鹿沼市長	佐藤信	栃木県 1名	
	桐生市長	荒木恵司	群馬県 1名	
	笛吹市長	山下政樹	山梨県 1名	
評議員	港区長	武井雅昭	東京都 7名	計38名
	江戸川区長	斉藤猛		
	多摩市長	阿部裕行		
	練馬区長	前川耀男		
	稲城市長	高橋勝浩		
	府中市長	高野律雄		
	—	—		
	鎌倉市長	松尾崇	神奈川県 4名	
	平塚市長	落合克宏		
	南足柄市長	加藤修平		
	綾瀬市長	古塩政由		
	三郷市長	木津雅晟	埼玉県 6名	
	東松山市長	森田光一		
	さいたま市長	清水勇人		
	本庄市長	吉田信解		
	羽生市長	河田晃明		
	ふじみ野市長	高畑博		
	佐倉市長	西田三十五	千葉県 6名	
	白井市長	笠井喜久雄		
	鴨川市長	長谷川孝夫		
東金市長	鹿間陸郎			
君津市長	石井宏子			
富里市長	五十嵐博文			

筑西市長	須藤 茂	茨城県 6名	
下妻市長	菊池 博		
高萩市長	大部 勝規		
坂東市長	木村 敏文		
神栖市長	石田 進		
鉾田市長	岸田 一夫		
さくら市長	花塚 隆志	栃木県 3名	
佐野市長	金子 裕		
矢板市長	齋藤 淳一郎		
みどり市長	須藤 昭男	群馬県 3名	
伊勢崎市長	臂 泰雄		
藤岡市長	新井 雅博		
北杜市長	上村 英司	山梨県 3名	
南アルプス市長	金丸 一元		
都留市長	堀内 富久		

※ 任期は、全国市長会総会（令和6年6月12日）から次の総会まで

委員会

4の委員会が設置され、所管事項に係る調査研究その他政策審議を行う。

各委員会の構成は、理事、評議員、支部長、都道府県市長会会長、特別委員会委員長、協議会会長からなり、副会長及び相談役は、担当事項を所管する委員会の会議に出席できる。

委員会の設置及びその所管事項並びに組織、運営に関する事項については、評議員会に諮って会長が定める。

- | | |
|-------------|--|
| (1) 行政委員会 | 地方自治制度、選挙制度、都市振興方策及び地方公務員制度に関する事項等（担当：行政部） |
| (2) 財政委員会 | 地方財政制度、地方税制度及び地方公営企業制度に関する事項等（担当：財政部） |
| (3) 社会文教委員会 | 厚生労働行政及び文教科学行政に関する事項等（担当：社会文教部） |
| (4) 経済委員会 | 経済産業行政、国土交通行政、農林水産行政及び環境行政に関する事項等（担当：経済部） |

全国市長会関東支部

(令和6年2月15日現在)

役職名	市区名	市区長名	次期
支部長	流山市長	井崎義治	東京都
副支部長	東村山市長	渡部尚	山梨県
理事	新宿区長	吉住健一	各都県から1名
	伊勢原市長	高山松太郎	
	蕨市長	頼高英雄	
	いすみ市長	太田洋	
	桜川市長	大塚秀喜	
	那須烏山市長	川俣純子	
	前橋市長	山本龍	
監事	笛吹市長	山下政樹	群馬県 山梨県
	下野市長	坂村哲也	
都県市長会会長	(欠員)		
	東村山市長	渡部尚	各都県市長会 会長
	相模原市長	本村賢太郎	
	朝霞市長	富岡勝則	
	流山市長	井崎義治	
	水戸市長	高橋靖	
	宇都宮市長	佐藤栄一	
	太田市長	清水聖義	
富士吉田市長	堀内茂		

- ※ 任期は、支部総会（令和6年5月14日）から次の総会まで。
但し、都県市長会長の任期は、各都県市長会で決定した期間とする。

栃木県市長会代表の役職【改選前】

令和6年4月25日現在

番号	役職名	任期	宇都宮	足利	栃木	佐野	鹿沼	日光	小山	真岡	大田原	矢板	那須塩原	さくら	那須烏山	下野
5	栃木県医療審議会 委員	2年(～令和6.11.30)														○
6	栃木県国民健康保険審査会 委員	3年(～令和7.11.30)					○					○				
7	栃木県国土利用計画地方審議会 委員	3年(～令和8.6.30)							○							
9	栃木県水防協議会 委員	3年(～令和7.5.31)													○	
10	栃木県社会福祉審議会 委員	3年(～令和8.7.31)				○										
11	栃木県環境審議会 委員	3年(～令和7.7.31)									○					
12	栃木県救急・災害医療運営協議会 委員	3年(～令和9.3.31)					○									
13	(公財) 栃木県国際交流協会 評議員	4年(～令和9.6評議員会)								○						
14	栃木県立博物館協議会 委員	3年(～令和6.12.6)			○											
16	栃木県人権施策推進審議会 委員	3年(～令和7.9.30)		○												
18	栃木県市町村総合事務組合 議員	2年(～令和8.3.31)			○						○			○	○	
19	栃木県後期高齢者医療審査会 委員	3年(～令和8.3.31)		○				○								
20	(公社)とちぎ環境・みどり推進機構 理事	2年(～令和7.6総会)										○				
21	(公財) 栃木県育英会 理事	2年(～令和7.6評議員会)												○		
22	とちぎ創生15戦略評価会議 委員	5年(～令和8.3.31)														○
27	栃木県競技力向上対策本部 委員	2年(～令和7.3.31)		○												
29	日本郵便(株) 郵政事業有識者懇談会(栃木エリア) 委員	2年(～令和7.3.31)				○										
30	とちぎグリーン農業推進協議会 委員	3年(～令和7.3.31)							○							
31	栃木県森林審議会委員 委員	2年(～令和6.10.31) ※今期は市長会推薦、次期は町村会推薦					○									
33	「文化と知」の創造拠点整備構想策定検討委員会 委員	令和5.6～令和6.12			○											

◎終了(解散)した役職

32	G7 栃木県・日光男女共同参画・女性活躍担当大臣会合推進協議会 委員	協議会が解散する日まで ⇒R5.9.15			○											
----	---------------------------------------	-------------------------	--	--	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

◎改選する役職

1	栃木県農業信用基金協会 理事	3年(～令和6.6末)									○					
2	栃木県都市計画審議会 委員	2年(～令和6.4市長会議)										○				
3	栃木県スポーツ推進審議会 委員	3年(～令和6.7.6)										○				
4	栃木県公立学校施設整備期成会 理事・監事	2年(～令和6.6総会)					理	理						監	理	
8	(公財) 栃木県市町村振興協会 評議員	4年(～令和6.6評議員会)												評		
		2年(～令和6.6評議員会)													監	
15	(公財)とちぎ建設技術センター 評議員・監事	4年(～令和6.6評議員会)					監	評								評
		2年(～令和6.6評議員会)								理						理
17	とちぎ地産地消県民運動実行委員会 委員	2年(～令和6.4市長会議)							○							
23	(一社) 栃木県農業会議 理事	2年(～令和6.6総会)				○										
24	保証事業栃木協議会 委員	2年(～令和6.6.30)		○												
25	栃木県緑の少年団連盟 理事	2年(～令和6.7総会)			○											
26	とちぎ木づかい促進協議会 構成員	2年(～令和6.4市長会議)												○		
28	園芸大国とちぎづくり推進会議 委員	2年(～令和6.4市長会議)								○						

○改選を除いた代表役職の現在の就任数

0 3 3 2 3 1 2 1 2 2 0 2 2 2

栃木県市長会代表の役職【事務局案】

令和6年4月25日現在

番号	役職名	任期	宇都宮	足利	栃木	佐野	鹿沼	日光	小山	真岡	大田原	矢板	那須塩原	さくら	那須烏山	下野
5	栃木県医療審議会	委員														○
6	栃木県国民健康保険審査会	委員					○					○				
7	栃木県国土利用計画地方審議会	委員							○							
9	栃木県水防協議会	委員														○
10	栃木県社会福祉審議会	委員				○										
11	栃木県環境審議会	委員									○					
12	栃木県救急・災害医療運営協議会	委員					○									
13	(公財) 栃木県国際交流協会	評議員								○						
14	栃木県立博物館協議会	委員			○											
16	栃木県人権施策推進審議会	委員		○												
18	栃木県市町村総合事務組合	議員			○						○			○	○	
19	栃木県後期高齢者医療審査会	委員		○				○								
20	(公社)とちぎ環境・みどり推進機構	理事										○				
21	(公財) 栃木県育英会	理事												○		
22	とちぎ創生15戦略評価会議	委員														○
27	栃木県競技力向上対策本部	委員		○												
29	日本郵便(株) 郵政事業有識者懇談会(栃木エリア)	委員				○										
30	とちぎグリーン農業推進協議会	委員							○							
31	栃木県森林審議会委員	委員					○									
33	「文化と知」の創造拠点整備構想策定検討委員会	委員			○											

◎改選する役職

事務局案 (希望調査及び選出方法による)

1	栃木県農業信用基金協会	理事											○			
2	栃木県都市計画審議会	委員		○												
3	栃木県スポーツ推進審議会	委員										○				
4	栃木県公立学校施設整備期成会	理事・監事				理	理						監	理		
8	(公財) 栃木県市町村振興協会	評議員											評			
		監事												監		
15	(公財)とちぎ建設技術センター	評議員・監事					監			評						評
		理事								理						理
17	とちぎ地産地消県民運動実行委員会	委員							○							
23	(一社) 栃木県農業会議	理事				○										
24	保証事業栃木協議会	委員						○								
25	栃木県緑の少年団連盟	理事			○											
26	とちぎ木づかい促進協議会	構成員									○					
28	園芸大国とちぎづくり推進会議	委員								○						

○改選を含めた代表役職就任数

0 4 4 4 3 4 3 3 4 3 3 4 3 3

改正案

栃木県市長会代表役職の選出方法

- ◆各市長の役職数 ⇒ 5つ以内とする。
ただし、会長は原則として役職に就任しない。

- ◆新規に推薦依頼があった場合、継続で推薦依頼があった場合、ともに次のとおりとする。

代表役職が、4つ以内の市長の希望を確認する。
 - ① 1市の場合 ⇒ 希望市に決定
 - ② 複数市の場合 ⇒ 希望市の中で就任役職の少ない市から建制順
 - ③ 希望市なしの場合 ⇒ 5つを超えない範囲で就任役職の少ない市から建制順
(副会長は、建制順によらず最後とする。)

- ◆任期のない役職については、2年で任期満了とみなし、上記の手続きを取ることとする。

~~ただし、任期のない役職のうち、全国市長会の協議会の役職については、任期は委員である市長が退任するまでとし、退任した場合に上記の手続きを取ることとする。~~

- ◆任期のある役職で、市長選等により役職の任期途中で市長が退任した場合の残任期間については、後任の市長が務めるものとする。

附則 この取決めは、平成12年10月6日から適用する。
ただし、任期のない役職については、平成13年度から適用する。

附則 この取決めは、平成15年1月15日から適用する。

附則 この取決めは、平成15年8月4日から適用する。

附則 この取決めは、平成16年4月13日から適用する。

附則 この取決めは、令和6年4月25日から適用する。

県への要望事項（令和6年度 春季） 一覧

No.	要望事項	提案市	県担当部署	要望の概要	内容区分	要望経過
1	G7大臣会合開催を契機とした国際会議等のMICE推進の強化について	宇都宮市	産業労働観光部 観光交流課	早くからMICE推進に取り組む石川県金沢市や島根県松江市などにおいては、県と市双方から支援を受けられる体制となっており、開催市単独での支援では、他自治体と比べ競争力が低くなっている状況にあることから、 <u>栃木県においても、県内で開催されるMICEに対する支援制度の創設を要望するもの。</u> また、国際会議や大規模MICEの誘致・受入にあたっては、県内市町が有する多様な資源を最大限活用し、一丸となって取り組む必要があることから、 <u>県の主導により、ユニークベニューやアフターコンベンションなど、県内各地の魅力を向上させる取組の推進及びMICE誘致・受入に向けた県内市町の連携体制の構築を要望するもの。</u>	①	R3秋 R4秋 R5秋
2	急傾斜地の整備や住宅等の耐震化の推進について	宇都宮市	県土整備部 建築課 砂防水資源課	県においては、耐震化について各種助成事業に取り組まれているが、 <u>住宅の部分改修や耐震シェルター、通学路のブロック塀の再構築費は助成対象外としていることから、国と同様に県においても財政支援を行うよう要望するもの。</u> また、急傾斜地の崩壊防止工事を進めていただいているが、県内の土砂災害警戒区域のうち、 <u>急傾斜地における対策の実施率は約4.2%</u> という状況であることから、 <u>急傾斜地の更なる整備推進</u> について要望するもの。	②	H24秋 H26秋 H27秋 R4春
3	「とちぎの元気な森づくり県民税事業」における事業メニューの追加について	足利市	環境森林部 環境政策課	被害が深刻化しているクビアカツヤカミキリ対策等、都市緑化を巡る様々な問題に柔軟に対応できるよう、 <u>「とちぎの元気な森づくり県民税事業」のメニューに「市町村提案型」を追加</u> することを要望するもの。	②	H19秋 H28春秋 R3秋
4	地域未来投資促進法に基づく民間開発に係る補助制度の拡充及び対象期間の延長について	足利市	産業労働観光部 産業政策課	企業立地における地域未来投資促進法に基づく栃木県の優遇制度のうち、 <u>法人税等の特別償却または税額控除が受けられる地域未来投資促進税制（R6年度末まで）と、不動産取得税課税標準額に対する補助が受けられる栃木県企業立地・集積促進補助金（R7年度末まで）の対象期間の延長と、事業者が行う用地取得、造成工事等ハード面の経費を補助する補助金の新設</u> を要望するもの。	①	
5	学校部活動の地域クラブ活動への移行に係る財政支援について	佐野市	教育委員会事務局 健康体育課 生涯学習課	国においては、現在、「地域スポーツクラブ活動体制整備事業及び中学校における部活動指導員の配置支援事業」（スポーツ庁）及び「中学校における部活動指導員の配置支援事業及び地域文化クラブ活動体制整備事業」（文化庁）を実施しており、各市も活用し少しずつ成果をあげていることから、 <u>今後も整備事業等による財政支援が継続するよう、県から国への働きかけ</u> を要望するもの。	④	R5春秋
6	小・中・義務教育学校への教員業務支援員配置の実施主体について	佐野市	教育委員会事務局 義務教育課	国は、学校現場で働き方改革の取組として教員業務支援員の配置を進めているが、本質的に教職員の人事権を持つ県が主導し進めていくことが肝要であると考えている。また、 <u>国の補助額が、県が実施主体となる場合の1/3に対して、市町が実施主体となる場合は2/9に留まり</u> 、国の補助金を最大限引き出せない問題も生じている。 については、近隣県（群馬、茨城、福島県等）では県が主体的に公募、採用、配置を行っている例も見受けられており、 <u>教員業務支援員の適正配置による有効活用と国補助を最大限に引き出すために、県が事業主体として本事業を進めるよう</u> 要望するもの。	②	R1春 R3春 R4春
7	第2期GIGAスクール構想の推進について	鹿沼市	教育委員会事務局 教育政策課	GIGAスクール構想第2期計画の推進にあたっては、 <u>市町単位で「端末整備・更新計画」「ネットワーク整備計画」「校務DX計画」「1人1台端末の利活用に係る計画」</u> を策定し、国庫の補助を活用した計画の推進が求められているが、 <u>教育環境の公平性を担保する観点から、県下で統一した目指すべき目標設定</u> を示すよう要望するもの。 また、 <u>ネットワーク環境や校務DXの整備も重要となるが、費用負担が非常に大きいことから、補助事業の新設について、国への働きかけと、県による制度新設の検討</u> を要望するもの。	①②	R2春 ※費用負担については毎年度要望
8	いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会レガシー基金について	鹿沼市	生活文化スポーツ部 スポーツ振興課	「いちご一会とちぎ国体・（全国障害者スポーツ大会）とちぎ大会」の成果をレガシーとして、スポーツの振興に資することを目的に創設された「いちご一会とちぎ感動スポーツプロジェクト推進事業補助金」について、補助対象となる競技は国体・障スポの際に各市町内で開催されたものに限られていることから、 <u>県が目指す「誰もがどこでもスポーツをすることができる『とちぎ』」の実現をはじめ、国体・障スポの精神に基く幅広いスポーツ活動を支援する新たな助成制度の設置</u> を要望するもの。	①②	R5秋

No.	要望事項	提案市	県担当部署	要望の概要	内容区分	要望経過
9	重度心身障がい者医療費助成制度の補助率見直しについて	小山市	保健福祉部 障害福祉課	重度心身障害者医療費助成制度について、利用者の利便性を向上させるため、市町が「現物給付方式」を導入した場合、県からの補助率が2分の1から4分の1に減額され、財政負担が大きくなり、各市町における導入が進まない状況であることから、 <u>利用者の利便性向上を考慮し、「現物給付方式」を実施した場合にも、「償還払い方式」同様に県補助率の2分の1の維持を要望するもの。</u>	①②	H20秋 H21秋 H23春 H24春秋 R3春秋 R5秋
10	DV被害者への保護判断の迅速化について	大田原市	生活文化スポーツ部 とちぎ男女共同参画センター	<u>DV被害者が市へ相談に来た際、緊急保護の必要性がある場合は、県内唯一の受け入れ施設であるとき男女共同参画センターへ保護依頼を行うが、受け入れ許可が出されるまでに時間を要することがあるため、迅速な対応が可能となる体制整備を要望するもの。</u>	②	
11	旅券発行手数料のキャッシュレス決済の導入について	大田原市	産業労働観光部 国際経済課	現在県ではオンライン申請に限って <u>旅券発行手数料のキャッシュレス決済</u> が導入されているが、窓口で申請の場合にも、キャッシュレス決済が可能となるよう、 <u>必要な機器の導入費用や電子決済に係る手数料について、全面的かつ継続的な財政支援を要望するもの。</u>	①②	
12	農産物輸出支援等について	矢板市	農政部 産業労働観光部 経済流通課 観光交流課	県産農産物の輸出推進や、農作業をアクティビティ化することによる海外販路の拡大と外国人観光客の誘致など、 <u>市独自のPR活動や販促活動への技術的・財政的支援</u> とともに、 <u>県においても施策間の連携、市町との連携を密に図ることを</u> 要望するもの。	①②	
13	新型コロナウイルス感染症予防のワクチン接種費用への支援について	さくら市	保健福祉部 感染症対策課	新型コロナウイルス感染症要望ワクチンの接種費用が有料となり、接種費用の3割を国が交付税措置することとなったが、 <u>接種費用が高額であることから特に積極的接種が求められる65歳以上の高齢者が接種する場合、県においても費用を助成することを要望するもの。</u>	①	
14	こども医療費助成制度の拡充について	下野市	保健福祉部 こども政策課	<u>こども医療費助成制度の対象年齢を中学3年生から高校3年生まで引き上げるとともに、現物給付対象年齢を小学6年生から中学3年生まで引き上げることを要望するもの。また国に対し、自己負担のないこども医療費助成制度の創設について働きかけるよう要望するもの。</u>	①④	春:H13,16~ 18,23,26,28, 29,R1,2,5 秋:H8,11,14 ~16,23,24, 27,29~R2

※内容区分

- ① 財政支援・人的支援を求めるもの ② 制度・仕組みの創設・改善を求めるもの
③ 国の制度変更による影響是正を求めるもの ④ 国への要望のはたらきかけを求めるもの

※提出経過には、他市から提出された同様の要望も含む

〔別紙様式2〕 県への要望用

要 望 議 案

提出市	宇 都 宮 市
要望事項	G 7 大臣会合開催を契機とした国際会議等のM I C E 推進の強化について
内 容	<p>栃木県においては、令和3年3月に「新とちぎ観光立県戦略」を策定し、「M I C E 招致に向けた関係団体との連携強化」を施策として掲げ、「大型交流拠点施設の開業に合わせた、M I C E 招致に向けた検討」や「市町や各観光協会、企業、各種団体等との連携強化」などを主な取組内容として位置付けている中、令和5年6月には、日光市内において「G 7 男女共同参画・女性活躍担当大臣会合」が開催され、開催後の知事定例記者会見において、今回の経験を今後十分に生かし、国際会議をはじめとする大規模イベントの誘致等にも取り組んでいく旨の発言があったところです。</p> <p>M I C E の開催に伴いテクニカルビジットやアフターコンベンションなどを通して、開催市のみならず県内各地で多くのM I C E 参加者が本県の魅力を体験することにより、県内への幅広い経済効果や都市ブランドの向上が大いに期待されることから、以下の2点を要望します。</p> <p>先行して取り組む宇都宮市においては、M I C E 主催者が開催地を決定するに当たり、自治体等からの経済的支援が大きな判断基準となること踏まえ、M I C E 開催支援補助制度を新設するなど、M I C E 誘致を着実に進めているところですが、早くからM I C E 推進に取り組む石川県金沢市や島根県松江市などにおいては、県と市双方から支援を受けられる体制となっており、開催市単独での支援では、他自治体と比べ競争力が低くなっている状況にあることから、栃木県においても、県内で開催されるM I C E に対する支援制度の創設を要望いたします。</p> <p>また、国際会議や大規模M I C E の誘致・受入にあたっては、県内市町が有する多様な資源を最大限活用し、一丸となって取り組む必要があることから、県の主導により、ユニークベニューやアフターコンベンションなど、県内各地の魅力を向上させる取組の推進及びM I C E 誘致・受入に向けた県内市町の連携体制の構築を要望いたします。</p>
県担当部署	産業労働観光部 観光交流課

要 望 議 案

提 出 市

宇 都 宮 市

要望事項

住宅等の耐震化及び急傾斜地の整備の推進について

内 容

令和6年1月に発生した能登半島地震級の大規模な地震が今後も発生することが想定される中、県内各市町において、未だ耐震化未改修の住宅が多く残されているとともに、急傾斜地については、近年、激甚化・頻発化する台風や局地的豪雨に伴い、土砂災害の危険性が高まっていることから、災害による住宅等や急傾斜地の倒壊被害から住民の生命や財産を守るため、日頃から事前の備えが一層必要となっております。

このような中、国においては、「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」において、住宅の部分改修や耐震シェルターのほか、通学路のブロック塀等に対する自治体への支援制度に補助が設けられているとともに、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」においては、土砂災害対策を推進しています。

一方、県においては、頻発化する自然災害に対応すべく、耐震化について、「栃木県建築物耐震改修促進計画」を策定し、住宅や通学路等のブロック塀の安全確保などを位置付け、各種助成事業に取り組まれています。住宅の部分改修や耐震シェルター、通学路のブロック塀の再構築費は助成対象外とされています。また、急傾斜地の崩壊防止工事を進めていただいているところですが、県内の土砂災害警戒区域のうち、急傾斜地における対策の実施率は約4.2%という状況です。

つきましては、耐震化や減災化の取組について、より一層促進できるよう、住宅の部分改修や耐震シェルター、通学路のブロック塀の再構築費などについて、国と同様に県においても財政支援いただくほか、急傾斜地の更なる整備推進について要望いたします。

県担当部署

県土整備部 建築課、砂防水資源課

要 望 議 案

提 出 市

足 利 市

要望事項

「とちぎの元気な森づくり県民税事業」における事業メニューの追加について

内 容

栃木県において「特定外来生物・クビアカツヤカミキリ」の成虫が初めて確認されたのは平成28年で、その翌年（H29年）にはフラス（被害）が確認され、被害は年々深刻化しています。

各市では、通年その時期に適した薬剤施工等で一定程度被害を抑止しているものの、近年夏の猛暑により衰弱枯死木が急増している状況となっています。

財源に関しましても市単費及び国庫補助金・県補助金を受け防除・伐採等を進めていますが、必要量に見合う予算、特に民地の被害木を伐採するための予算が不足しており、伐採を希望される市民に待っていただいている状況であります。

そのため、これ以上の被害拡大の防止と伐採するための予算の拡充を要求するにあたり、栃木県の「とちぎの元気な森づくり県民税事業」に、「市町村提案型の事業メニュー」を追加していただき、森林だけでなく都市緑化の観点から市街地にある緑化樹木の保全を目的とした、クビアカツヤカミキリ等対策事業を新たに組み込んでいただくことをご検討くださいますようお願いいたします。

近年、都市緑化をめぐる問題は様々な問題を抱えており、次なる特定外来生物による被害拡大等今後どのような問題が生じるかは予測できません。そのためにも、一定の範囲に定めず柔軟性を持たせる提案型としていただき、都市緑化をめぐる様々な問題に対応できるような補助事業の創設を要望いたします。

県担当部署

環境森林部 環境政策課

要 望 議 案

提出市	足 利 市
要望事項	地域未来投資促進法に基づく民間開発に係る補助制度の拡充及び対象期間の延長について
内 容	<p>国は、地域の特性を生かして高い付加価値を創出し、地域の事業者に対する経済的波及効果を及ぼすことにより地域経済を牽引する事業を促進し地域の成長発展の基盤強化を図ることを目的に「地域未来投資促進法」の制度を創設し様々な支援措置を講じています。</p> <p>現在、国においては令和6年度末を期限とした地域未来投資促進税制により、機械装置や建物・構築物等の設備投資を行う場合、法人税等の特別償却又は税額控除が受けられるほか、栃木県においては令和7年度末を期限とした栃木県企業立地・集積促進補助金により、土地・建物の不動産取得税等への支援措置を講じていただいておりますが、用地取得や造成工事等への直接的な支援制度がない状況です。</p> <p>栃木県内に地域経済を牽引する企業の誘致を加速させるためにも、事業者が行う用地取得や造成工事等ハード面の経費を直接的に補助する補助金の新設及び現行の国及び栃木県の優遇制度の対象期間を延長していただくよう要望いたします。</p> <p>(参考) 国及び栃木県の優遇制度</p> <p>①地域未来投資促進税制 (国)</p> <p>機械装置・器具備品、建物・附属設備・構築物の設備投資を行う場合、法人税等の特別償却又は税額控除が受けられる。</p> <p>対象期間：令和6(2024)年度末まで</p> <p>②栃木県企業立地・集積促進補助金 (県)</p> <p>土 地：不動産取得税課税標準額の3%</p> <p>建 物：不動産取得税課税標準額の4%</p> <p>生産設備：土地・建物・生産設備に係る投下固定資産額の合計額のうち30億円を超えた額に係る生産設備相当分の5%</p> <p>対象期間：令和7(2025)年度末まで (基準：土地の取得)</p> <p>※用地取得、造成工事等の優遇制度なし</p>
県担当部署	産業労働観光部 産業政策課

要 望 議 案

提出市 <p style="text-align: center;">佐 野 市</p>
要望事項（要望の表題） <p style="text-align: center;">学校部活動の地域クラブ活動への移行に係る財政支援について</p>
内 容 <p>学校部活動の地域クラブ活動への移行について、県においては、「栃木県学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する方針」を策定し、県としての方向性を示していただいたほか、市町ごとに個別相談会の実施や指導者の確保のために新たな人材バンクを設置していただくなど、リーダーシップを発揮された取組に感謝申し上げます。</p> <p>先進市である佐野市では令和3年度から地域移行に取り組んでおり、令和8年度までに、市立全中学校・義務教育学校（後期課程）に段階的に拡充していく予定であり、最終的には、対象となる生徒が2,200名程度、指導者数100名程度となる見込みになり、新たな運営団体を設置する必要があります。拡充するにあたり、市として取り組まなければならないことの一つに運営費の確保があります。国のガイドラインや県のプランでは、保護者負担について「可能な限り低廉な会費の設定」と記載しております。市の負担や保護者負担も検討しておりますが、平日も含めた地域移行が終了するまでは、国や県の継続的な財政支援が必要不可欠となります。</p> <p>国においては、現在、「地域スポーツクラブ活動体制整備事業及び中学校における部活動指導員の配置支援事業」（スポーツ庁）及び「中学校における部活動指導員の配置支援事業及び地域文化クラブ活動体制整備事業」（文化庁）を実施しており、各市も活用させていただき少しずつ成果をあげています。つきましては、今後も整備事業等による財政支援が継続しますよう、県から国への働きかけを要望いたします。</p>
県担当部署 <p style="text-align: center;">教育委員会事務局 健康体育課・生涯学習課</p>

要 望 議 案

提 出 市

佐 野 市

要望事項

小・中・義務教育学校への教員業務支援員配置の実施主体について

内 容

現在、教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）の配置事業は、本県では市町が事業主体で進められています。

国は令和5年12月「教員業務支援員との協働の手引き」を示し、学校現場で働き方改革を進めていくうえで、どのように教員業務支援員を有効活用するかに主眼を置き、「チーム学校」として改革を進めるとしています。この取組を進めるには、まずは、本質的に教職員の人事権を持つ県が主導し、教員業務支援員の適正配置を積極的に進めていくことが肝要であると考えます。

また、市町が実施主体となる場合の「間接補助」では、県が市町へ交付した補助金が国補助の対象外とされ、国の補助額が、「直接補助」の場合は対象事業費の1/3であるのに対し、「間接補助」では対象事業費の2/9に留まり、国の補助金を最大限引き出せない問題も生じています。

つきましては、近隣県（群馬、茨城、福島県等）では県が主体的に公募、採用、配置を行っている例も見受けられており、教員業務支援員の適正配置による有効活用と国補助を最大限に引き出すために、県が事業主体として本事業を進めていただくよう要望いたします。

県担当部署

教育委員会事務局 義務教育課

要 望 議 案

提出市	鹿 沼 市
要望事項（要望の表題）	第2期G I G Aスクール構想の推進について
内 容	<p>国では、令和6～10年度までの期間で、G I G Aスクール構想の第2期計画を推進しており、本市においても、第1期計画に整備した端末の更新等の作業を予定しています。</p> <p>第2期計画の推進にあたっては、市町単位で「端末整備・更新計画」「ネットワーク整備計画」「校務D X計画」「1人1台端末の利活用に係る計画」を策定し、国庫の補助を活用した計画の推進が求められています。端末整備・更新については、実施にあたっての国庫補助事業や明確な方針が示されていますが、その他計画については、明確な指標や補助事業が示されていない状況にあります。</p> <p>G I G Aスクール構想の推進にあたっては、教育環境の公平性を担保する観点から、「ネットワーク整備計画」「校務D X計画」「1人1台端末の利活用に係る計画」などの目指すべき目標については、市町別の基準ではなく、県が一定の基準を示す必要があると考えています。また、ネットワーク環境や校務D Xの整備も重要となりますが、整備にあたっての補助事業がなく、費用負担が非常に大きいものとなっています。</p> <p>つきましては、「ネットワーク整備計画」「校務D X計画」「1人1台端末の利活用に係る計画」について、県下で統一した目指すべき目標を設定することを要望いたします。また、ネットワーク環境や校務D X等の整備に伴う補助について、県から国へ制度創設を働きかけていただくとともに、県においても補助制度の新設検討を要望いたします。</p>
県担当部署	教育委員会事務局 教育政策課

要 望 議 案

提出市 鹿 沼 市
要望事項（要望の表題） 「いちご一会とちぎ国体・全国障害者スポーツ大会」のレガシー継承の推進加速化に向けた新たな助成制度の設置について
内 容 一昨年、本県で開催された「いちご一会とちぎ国体・(全国障害者スポーツ大会)とちぎ大会」を契機に、同大会の成果をレガシーとして、スポーツの振興に資することを目的に「いちご一会とちぎ感動スポーツプロジェクト推進事業補助金」が創設されました。 各市においては、この補助金を活用して、スポーツ体験イベントの実施等、各種事業に取り組んでいるところですが、同補助金の補助対象は、各市が国体・障スポの際に開催地もしくは強化拠点となった競技に限られております。 例えば鹿沼市においては、全国障害者スポーツ大会開催基準要綱の「スポーツの楽しさを体験するとともに、国民の障害に対する理解を深める」、という理念をレガシーと捉え、ボッチャやモルックのような障がい者と健常者が区別なく競うことができるほか、未経験者が気軽に参加できるような競技を推進したいと考えていますが、補助対象外となってしまう、幅広い事業展開が困難となっている状況です。 つきましては、県が目指す「誰もがどこでもスポーツをすることができる『とちぎ』」の実現をはじめ、国体・障スポの精神に基づく幅広いスポーツ活動を支援する新たな助成制度の創設を要望いたします。
県担当部署 生活文化スポーツ部 スポーツ振興課

要 望 議 案

提出市 小 山 市
要望事項（要望の表題） 重度心身障がい者医療費助成制度の補助率見直しについて
内 容 重度心身障がい者医療費助成制度につきましては、重度の心身障がい者の疾病の早期発見と治療の促進による健康の保持増進及びそのご家族の経済的支援を目的として実施している制度であり、令和4年4月からは精神障害者手帳1級所持者にも対象を拡大していただき感謝申し上げます。 一方で、障がい者やそのご家族からは、毎月の申請手続きの負担軽減を求める声が以前から寄せられており、新たに対象となった精神障がい者やその家族の方からも同様の声が上がっていたため、本市では令和6年4月診療分より現物給付方式を導入することといたしました。 しかしながら、現在の制度では現物給付を選択すると県の補助金が2分の1から4分の1に減額されてしまいます。隣接県の茨城県及び群馬県では、県として全市町村で現物給付を導入しており、県の補助率も2分の1の水準となっておりますことから、栃木県におきましても、重度心身障がい者医療費助成制度について、市が現物給付方式を選択した場合の補助率を2分の1の水準とするよう要望いたします。
県担当部署 保健福祉部 障害福祉課

要 望 議 案

提 出 市

大 田 原 市

要望事項

DV被害者への保護判断の迅速化について

内 容

各市が対応する婦人相談の中でも、特に、緊急を要するのがDV相談であります。

DV相談は、被害者自身の最終判断として直接市役所に来所（逃げ込む）するケースが多く、各市では、被害者の生命の危険度や保護の必要性について詳細に聞き取りを行った結果、緊急保護の必要性が極めて高いケースについては、とちぎ男女共同参画センター（受入施設）に保護依頼を行います。受入許可が出されるまでの判断に時間を要する場合があります。

受入許可に係る判断の遅延は、被害者の生命の危険に及ぶことが考えられるため、迅速な対応が可能となる体制整備を要望いたします。

県担当部署

生活文化スポーツ部 とちぎ男女共同参画センター

要 望 議 案

提 出 市

大 田 原 市

要望事項

旅券発行手数料のキャッシュレス決済の導入について

内 容

本年3月から、本県においても旅券のオンライン申請に限り、クレジットカードによる手数料の納入が始まり、旅券申請者の利便性向上が図られているところですが、窓口での申請の場合は、従前どおり収入印紙及び栃木県収入証紙が必要であり、今後、窓口でもクレジットカードや、電子マネーによる「キャッシュレス決済」での手数料納付対応を希望する声が多く寄せられることが予想されます。

つきましては、旅券の申請において、現在のクレジットカードによる納付に加え、電子マネーを含むキャッシュレス決済などの幅広い利用について積極的に整備するよう国に求めるとともに、県においても必要な機器の導入費用等について、全面的かつ継続的な財政支援を要望いたします。

県担当部署

産業労働観光部 国際経済課

要 望 議 案

提出市	矢板市
要望事項（要望の表題）	農産物輸出支援等について
内 容	<p>近年の米価下落や国内消費の低迷等により、県内の多くの農産物生産者が経営に不安を抱えています。このような中、栃木県においては、「とちぎ農業未来創生プラン」により、県産農産物の輸出額を令和7年までに10億円達成を目指し、輸出に取り組む農業者の育成や、海外での販路開拓・拡大に取り組まれているところであり、新たな販路開拓を進め、農産物の輸出推進を図ることは、産地の振興や活性化はもとより、生産者の意欲向上にもつながります。</p> <p>また、とちぎ創生15戦略（第2期）実施計画では「海外から選ばれるとちぎの創生」を掲げ、外国人宿泊数を2025年に年間27.4万人とするKPIを設定し、インバウンド観光誘客マネジメント事業や訪日旅行商品造成助成事業等により、インバウンドプロモーションの強化及び来訪者数の増加に繋げる取組を推進しています。</p> <p>これらに加え、農産物の輸出を契機に、輸出先との関係を強化し、農作業体験等をアクティビティ化し、インバウンド観光客を呼び込むという「海外販路の拡大」と「外国人観光客の誘致」を両立する事業も、地域の振興や活性化に有効であると考えますが、これらの事業の実施には、海外の消費者ニーズの把握、輸出フェアにおけるPR活動や販促活動等が必要であり、市独自で行うにはノウハウが乏しく、取り組みが進まない状況にあります。</p> <p>つきましては、今後とも、施策間の連携、市町との連携について密に図っていただくとともに、市町独自の取組に対する技術的、財政的な支援を要望いたします。</p>
県担当部署	農政部 経済流通課・農村振興課

要 望 議 案

提出市	さくら市
要望事項（要望の表題）	新型コロナウイルス感染症予防のワクチン接種費用への支援について
内 容	<p>令和6年度より新型コロナウイルス感染症予防のワクチン接種費用が有料となり、接種希望者の費用負担が発生します。今年3月の厚生労働省の自治体説明会においては、定期接種における標準的な接種費用を7,000円としており、このうち3割を国が交付税措置するという説明がありました。</p> <p>インフルエンザワクチン接種などにおいては、県内各市の多くが独自で接種費用を助成し、65歳以上の接種希望者の費用負担軽減を図っておりますが、新型コロナワクチンはインフルエンザワクチンよりも費用が高額で、接種希望者の負担が大きい状況であり、各市では対応に苦慮しているところです。</p> <p>つきましては、個人負担となる新型コロナワクチン接種に関して、65歳以上の高齢者については、重症化及びまん延防止の観点から積極的接種が求められることから、国の交付税措置に加え、県独自の接種費用助成を要望いたします。</p>
県担当部署	保健福祉部 感染症対策課

要 望 議 案

提出市 下 野 市
要望事項（要望の表題） こども医療費助成制度の拡充について
内 容 こども医療費助成制度につきましては、県においては令和5年4月から助成対象年齢を中学3年生までとし、現物給付を小学6年生まで拡大していただいたところですが、県内すべての市町において県の制度を拡充し、助成対象年齢を高校3年生までとし、現物給付または償還払いにより実施しております。 このように独自の取り組みによる助成対象年齢の引上げや現物給付の拡大を図る中、助成対象年齢の引上げ対象者については、全額市町負担であり、現物給付の拡大については、医療費助成の補助率が1/2から1/4に引き下げられ、厳しい財政負担を余儀なくされております。 つきましては、県におけるこども医療費助成制度の対象年齢を高校3年生まで引上げするとともに、現物給付対象年齢を中学3年生まで拡大することについて、ご検討いただきたく要望いたします。 また、こども医療費助成制度は、市町村間の財政力等により格差が生ずるべきではなく、安心して子育てするためにも、全国一律の制度を創設するよう国に対し働きかけていただくよう併せて要望いたします。
県担当部署 保健福祉部 こども政策課

全国市長会関東支部要望議案 (栃木県市長会)

目 次

I. 地方分権改革の推進と都市行財政の充実強化について

1. 国・地方税法等の改正について	1
2. 地方交付税について	1
3. 電源立地地域対策交付金制度の拡充・延長等について	1
4. 国庫支出金について	2
5. 地方創生について	2
6. 公共施設の再利用について	2
7. 社会保障・税番号制度の導入について	2
8. テレビ共聴施設の維持管理及び更新に係る支援について	2
9. 地方消費者行政強化交付金について	3
10. 総合行政ネットワーク回線（LGWAN）環境整備向上について	3
11. 行政のデジタル化の推進について	3
12. 自治体テレワークの推進について	3
13. 地方分権改革の推進と都市税財源の充実強化について	3

II. 教育文化行政の充実強化について

1. 学校教育施策の充実について	5
2. 公立学校施設等の整備について	6
3. GIGAスクール構想の実現について	6
4. 育児短時間勤務への対応について	6
5. 就学援助費（準要保護援助費）の国庫補助の実施について	7
6. 部活動の地域移行等に関する補助について	7
7. 日本語教室運営補助金の充実について	7
8. 文化財の保護について	7

III. 福祉行政及び地域保健医療対策の充実強化について

1. 介護保険制度について	8
2. 子育て支援策の充実について	8
3. 障害者福祉施策について	9
4. 生活保護、生活困窮者対策について	10
5. 孤独死の対応について	10

6. 成年後見制度の利用促進に係る財政支援について	10
7. 国民健康保険財政措置の拡充及び制度運営の改善等について	10
8. 地域医療に対する医師及び看護師の確保対策について	11
9. 救急医療等について	12
10. 各種予防接種対策等について	12
11. 特定健康診査の充実について	12

IV. 都市基盤及び生活環境の整備と環境施策の充実強化について

1. 廃棄物処理対策について	13
2. 地球温暖化対策の推進について	13
3. 産業廃棄物処理施設設置に係る地域紛争の予防等について	13
4. 上・下水道等の整備促進等について	13
5. 道路・街路の整備促進について	14
6. 河川等の治水事業等の推進について	14
7. 交通・運輸対策について	14
8. まちづくり事業等の推進について	14
9. 鳥獣の駆除・防除対策について	15
10. 場外車券売場等の設置について	15
11. 農政施策について	15
12. 農業及び畜産業経営に対する財政支援について	16
13. 社会資本整備総合交付金制度について	16
14. 公共施設や公有財産の維持管理について	16
15. 生活環境等の保全について	17
16. デジタル田園都市国家構想交付金事業の推進について	17
17. 空き家対策について	17

V. 防災・減災対策の充実強化について

1. 防災・減災対策等の充実強化について	18
2. 発災時の支援対策について	18
3. 防災・減災、国土強靱化対策の推進について	19
4. ハザードマップ等のデジタル化について	19

I. 地方分権改革の推進と都市行財政の充実強化について

1. 国・地方税法等の改正について

- (1) ゴルフ場利用税については、その税収の7割が交付金としてゴルフ場所在市町村に交付されており、ゴルフ場関連の財政需要に要する貴重な税源となっていることから、将来にわたって現行制度を堅持すること。

(栃木市)

- (2) 自動車検査証の返付時の納税証明書等の提示については、オンライン確認により順次省略可能となり、令和7年4月までの小型二輪自動車の対応をもって全て移行されることから、「地方税法の施行に関する取扱いについて（市町村税関係）」（平成22年4月1日総税市第16号）に定める納税証明書の交付手数料を徴収しないこととする規定を削除すること。

(大田原市)

2. 地方交付税について

- (1) 地方交付税は地方固有の財源であることから、国の歳出削減を目的とした総額の一方的な削減は決して行うべきではなく、地方の財政需要や地方税等の収入を的確に見込むことで必要額を確保すること。

(宇都宮市、足利市、小山市、那須烏山市、下野市)

- (2) 地方交付税の財源不足については、臨時財政対策債の発行に頼る現行制度を見直し、国において、交付税原資の不足に対して地方交付税の法定率を引き上げるなどの必要な加算措置を行うこと。

(宇都宮市、足利市、那須烏山市、下野市)

- (3) ふるさと納税の取組において、返礼品の調達額（返礼率）を寄附金額の30%以下に維持し、全国各地への配送、寄附者の利便性向上、担当職員の確保といった標準的な取組に対する費用負担のみを考慮しても、ふるさと納税募集の適正な実施に係る基準として定められた「寄附金の募集に要した費用50/100以内」に収めることが難しいことから、費用の割合を見直すこと。

(大田原市)

- (4) 公的病院等に対する運営助成等のように、配分額が多額になるものについては、特別交付税措置から補助金制度への転換など、全額国費負担として措置するよう見直すこと。また、地域の実情に応じて、公立病院の運営費に係る財政措置を拡充し、地域の中核病院を対象とした直接的な支援制度を構築すること。

(大田原市)

3. 電源立地地域対策交付金制度の拡充・延長等について

- (1) 本交付金の水力発電施設周辺地域交付金相当部分(水力交付金)は、令和3年度から交付期間を10年間の延伸をするなどの制度改正がなされたが、今後も安定的な水力発電を維持する必要性があることから、法律に基づく恒久的な措置とすること。

また、水力発電施設周辺地域交付金が電源地域の振興に果たしてきた役割を正當に評価し、交付単価を令和2年度を基準とする限度額の上限抑制を撤廃すること。

(日光市)

- (2) 低炭素社会の実現のため、クリーンで安全な再生可能エネルギーである水力発電の重要性を考慮し、水力交付金の最低保証額の引き上げなど交付条件の改善や事務手続きの簡素化を図ること。
(日光市)

4. 国庫支出金について

市町村合併や少子化の進展による義務教育施設の統合により廃校となった学校施設について、更に地域振興のため有効活用できるよう、転用目的が公益的な地域振興拠点などに供する場合は、有償による貸与・譲渡等においても国庫納付金や学校施設整備のための基金積立てなしで承認されるように「公立学校施設整備補助金等に係る財産処分の承認等について(通知)(令和2年12月)」等に定められている補助金返還諸規定を抜本的に見直すこと。

(小山市、那須烏山市)

5. 地方創生について

- (1) 国は、まち・ひと・しごと創生総合戦略における国の果たすべき役割を着実に実行するとともに、デジタル田園都市国家構想交付金(地方創生推進タイプ)については、交付金対象事業等の制約を最小限とし、地方の裁量度の高い制度とすること。

また、地方版総合戦略に基づく継続事業については、年度当初から複数年度の交付を担保すること。

(矢板市、事務局)

- (2) 地方創生実現のためには、地域の活性化につながる施設整備を行うことが必要であるから、デジタル田園都市国家構想交付金(地方創生拠点整備タイプ)については、長期的な支援を行うこと。

(矢板市)

6. 公共施設の再利用について

地方分権の流れの中で閉鎖される国の施設を、地元の区市町村が無償で再利用できるよう柔軟な対応をすること。

(栃木市)

7. 社会保障・税番号制度の導入について

- (1) 行政の効率化と国民の利便性向上を目的としたマイナンバー制度及びマイナンバーカードによる利用環境の向上は将来的にも拡大していくことが予測され、その基盤を維持していくためにも、マイナンバーカード交付事務費補助金については、令和7年度以降も継続すること。

(さくら市)

- (2) マイナンバーカードと運転免許証の一体化に伴い、さらなる利便性の向上を図るため、運転免許センターにおいてもマイナンバーカードの更新発行を可能とするなど、マイナンバーカードの交付機関を拡充すること。

(下野市)

8. テレビ共聴施設の維持管理及び更新に係る支援について

地上デジタル放送への移行時に地元住民により設置された共聴施設の維持管理に係る費用及び地デジ化以前の老朽化した共聴施設の改修や移転、光ファイバケーブル化に係る費用については、地

理的難視地域の多くは高齢化率が高く、資機材等の高騰もあり、地域において、大規模改修に係る費用を負担することは、極めて困難な状況である。国の責任において、地域によってテレビ受信に係る負担の格差がないよう、財政支援を講じること。

(大田原市、那須塩原市)

9. 地方消費者行政強化交付金について

地方消費者行政強化交付金については、これまで国と地方自治体が連携して充実させてきた消費生活相談等の消費者行政が後退することのないよう、早期に人件費等の財政支援の拡充を図り事業メニュー、補助率、活用期間等について、地域の実情に応じた取組が可能な制度とすること。

(矢板市)

10. 総合行政ネットワーク回線（L GWAN）環境整備向上について

次期L GWANについては、基幹業務システムの標準化に伴うガバメントクラウドへの接続回線として利用できるよう、整備時期が前倒しされたところであるが、各自治体の財政負担を軽減できるよう、ガバメントクラウドへのシステム移行時期に合わせた段階的な帯域確保や冗長化対応など、柔軟なサービス提供と価格設定を行うこと。

(小山市)

11. 行政のデジタル化の推進について

- (1) 地方自治体の情報システムの標準化については、自治体の人的・財政的負担が生じることがないよう、万全の措置を講じること。また、その情報システムの標準化に係る経費について、導入時に多額の費用を要するため、地方交付税によらず、全額国庫負担とするとともに、移行においては、基礎自治体及びベンダーから再度意見聴取を行い、実態に即した財政支援実施や移行期限設定をすること。

(足利市、小山市、矢板市)

- (2) 自治体情報システムの標準化対応において、標準化対象20業務を対象としている「デジタル基盤改革支援補助金」について、標準化対象システムと同一のパッケージで一体的に運用している医療費助成などの自治体独自施策のシステムも標準化への移行に伴い対応が必要であることから、それらの経費についても補助対象とすること。また、「地方公共団体情報システム標準化基本方針」に掲げられた、情報システムの運用経費が平成30年度比で3割削減となるよう、ガバメントクラウドやその接続ネットワークについて、適切な利用料の設定とすること。

(宇都宮市)

12. 自治体テレワークの推進について

自治体テレワークの推進は、新型コロナウイルス感染症対策のみならず、業務のデジタル化による効率的な行政運営や働き方改革につながるものであるため、現在、地方公共団体情報システム機構(J-LIS)及び独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が実施している実証実験終了後においても、自治体に対するテレワーク環境の提供を継続するとともに、サービスの提供を無償とするなどの財政支援を行うこと。

(大田原市)

13. 地方分権改革の推進と都市税財源の充実強化について

- (1) 権限移譲等に伴う税源の移譲に当たっては、地域の実情に見合った実質的な移譲を行うこと。

(栃木市)

(2) 地方分権改革における権限移譲事務において、地域の実情にあった特色あるまちづくり推進のため、特に土地利用関係法令の権限及び税財源の移譲を図ること。

(矢板市)

(3) 人口減少や少子化・高齢化が進展している中、地方においては、従来から生活機能などの結びつきが強い広域行政圏が形成されているが、その圏域内では定住自立圏構想における中心市となり得る要件に満たないため、定住自立圏共生ビジョンを策定することが不可能となっていることから中心市の要件を3万人程度に緩和すること。

(矢板市)

Ⅱ. 教育文化行政の充実強化について

1. 学校教育施策の充実について

- (1) 学校運営を円滑化し、教員が子ども一人ひとりに向き合う環境を確保するため、少人数学級編制や特別支援教育等に対応する教職員定数の拡充や養護教諭、事務職員の配置等の一層の充実を図るなど、中長期的な教職員定数改善計画を早期に策定し、着実に推進すること。併せて十分な財政措置を講じること。

(宇都宮市)

- (2) 学習指導要領の確実な実施及び教員が子ども一人ひとりに向き合う時間の確保を目指し、さらには働き方改革の観点からも、教員業務支援員の全校配置を継続及び拡充するとともに、少人数指導、専科指導、T T (チームティーチング) 指導及び読書指導等を推進するため、更なる加配定数の充実を考慮した公立義務教育諸学校教職員定数改善計画を早期に実現すること。また、中学校を含めて、30人を学級編制の標準規模とするよう、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の改正を図るとともに、所要の財源措置及び教職員確保に向けた対策を講じること。

(宇都宮市)

- (3) 35人学級への対応に伴い、教職員配置の充実、特別支援教育における専任教員及び公立小学校における外国語教育に関わる専科教員等の適正配置を図ること。また、教室が不足する状況等を考慮し、自治体の状況に応じて柔軟な施設整備ができるよう十分な財政措置を講じること。

(宇都宮市、栃木市、佐野市、矢板市、那須烏山市)

- (4) 小学校の少人数学級の導入については、計画どおり実施するとともに、中学校の少人数指導についても拡充を進めること。

(宇都宮市、栃木市、佐野市、矢板市、那須烏山市、事務局)

- (5) 学習指導要領の実施に伴う小中学校の年間総授業時数の増加に対応するには、教員の増員が必要不可欠である。非常勤による対処ではなく、確かな人材として正規の教員を増員すること。

(栃木市)

- (6) 令和2年度からの学習指導要領に基づく小学校の外国語活動及び外国語科について、ALTや専科教員の配置等、人材の確保や財政上の支援を制度化すること。

また、中学校においても同要領にて外国語教育の更なる充実が示されており、ALT等の配置について、小学校同様に制度化すること。

(下野市)

- (7) 栄養教諭及び学校栄養職員の配置においては、食物アレルギー等への対応や学校給食のより一層の充実と食育の推進を図るため、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律における現行の配置基準を緩和し、多くの学校に栄養教諭及び学校栄養職員を配置すること。

(栃木市、小山市、下野市)

- (8) 学習指導要領の実施に伴う教師用教科書及び教師用指導書等の購入経費について財政措置を講ずること。

(栃木市)

2. 公立学校施設等の整備について

- (1) 35人学級への対応や、新增築・改築・改修事業、バリアフリー化を計画的に推進できるよう、公立学校施設整備費負担金及び学校施設環境改善交付金予算を十分確保するとともに、国庫補助の対象拡大、補助率の引上げ、地域の実情に即した単価への見直しなど、財政支援の拡充を図ること。

特に、公立学校施設用地の買収における補助要件及び対象の拡充や老朽化対策、トイレ改修及び空調設置等の大規模改修事業や学校給食施設整備事業等について、多くの市区町村が施設更新時期を迎えることから、十分な財源を確保し、支援の充実を図ること。

(佐野市、さくら市)

- (2) 学校施設は、児童生徒の学習・生活の場であるとともに、地震等の災害時には、地域住民の避難所としての役割も担う重要な施設であることから、気候変動に対応する空調設備等の設置について、リース方式による空調設備の設置の経費においても補助制度の対象とすること。特に屋内運動場への設置については、早期に教育環境の改善及び、避難所としての機能強化を図るため、断熱性能を求めることなく、支援の対象とすること。

(鹿沼市)

3. GIGAスクール構想の実現について

- (1) 多数の端末が接続されても安定的に授業等で利用できる環境整備のため、校内LANとインターネットを結ぶ高速大容量通信接続環境を提供すること。また、インターネットを利用した教育サービスを通信速度が遅延することなく安定して受けられるよう、それらのサービス提供元に對し支援すること。

- (2) GIGAスクール構想を持続可能なものとするため、国の責任において端末整備完了後における機器の保守管理及び端末更新時の費用のほか、各種ソフトウェアに係る費用や通信費についても、地域の実情に即して、後年度負担も含め、自治体に負担が掛からぬよう、地方交付税による財源措置ではなく国庫補助の対象とし、継続的かつ十分な財政支援を行うこと。

また、学級数の変動に伴い大型提示装置、充電保管庫、校内通信ネットワーク等の追加整備等が毎年度発生することから、これらの整備費用についても、十分な財政措置を講ずること。

- (3) 教育委員会における学校の機器整備、教員への研修等の計画の策定・推進に係る事務費に対する補助を拡充すること。
- (4) 教職員の「ICT機器の活用スキルの向上」及び「ICT機器を最大限に活用した授業の推進」のため、ICT機器とその活用方法を熟知しているICT支援員の配置に係る経費について、地方創生臨時交付金の増額なども含め、十分な財政措置を行うこと。
- (5) GIGAスクール運営支援センター等の補助事業については、令和7年度以降も長期的に継続すること。

(宇都宮市、足利市、佐野市、鹿沼市、小山市、真岡市、矢板市、下野市)

4. 育児短時間勤務への対応について

児童生徒は学級を基盤に集団生活を送っており、学級担任は一貫して責任ある指導を行う必要があることから、育児短時間勤務を実施する学校に対して、新たに加配教員を配置するなど、常勤教員の増員に努めること。

(栃木市)

5. 就学援助費(準要保護援助費)の国庫補助の実施について

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう教育への機会均等を図るため、市費単独事業として実施している就学援助費(準要保護援助費)について、国庫補助対象とするなど、十分な財政措置を講じること。

(矢板市)

6. 部活動の地域移行等に関する補助について

(1) 部活動の質的な向上と部活動指導体制の充実を図り、教職員の働き方改革に寄与する部活動の地域移行を進めるため、運営団体や実施主体の体制整備、指導者となり得る人材の確保や採用・研修、参加費用の負担、自主運営を担保するための運営費の補助等について、国において、柔軟かつ多面的な支援制度と十分に継続的な財政的措置を講じること。

(佐野市、大田原市、矢板市)

(2) 地域の実情に応じた移行が可能となるよう、国が具体的な方策を明確に示すとともに、所要の財政措置を引き続き講じること。また、財政措置として整備事業を実施しているが、その際、通年での実施や報告書等の簡略化などにより、活用しやすい事業とすること。

(佐野市、大田原市、矢板市)

(3) 部活動の地域移行について、保護者や地域の理解と協力が得られるよう、より一層、国をあげての広報活動を行うこと。

(佐野市、矢板市)

7. 日本語教室運営補助金の充実について

外国人住民を対象とした日本語教室にかかる運営費に対して、継続的に利用できる補助金を新設すること。

(さくら市)

8. 文化財の保護について

(1) 国宝をはじめとする文化財の維持・補修等の整備費に係る国庫補助金については、文化財が国民の宝であり、未来永劫残していかなければならない貴重な国民の財産であることを踏まえ、優先的に予算を確保し、毎年の事業実施要望分の補助金を確実に確保するとともに、さらなる所有者負担の軽減に向けて、補助率増などによる補助拡充等、文化財保護体制の充実・強化を図ること。

(日光市)

(2) 文化財は国民の貴重な財産であり、これを将来に向けて適切に保護するとともに、貴重な地域の資源として地域振興等に活用していくとする国の施策に地方が取り組んでいくためには、確実な保護・管理と活用に向けた専門的な知見を有する人材が必要である。地方での人材確保には財政的・人材的に限界があるため、国の専門職員の派遣や専門人材の派遣制度など保護・活用に向けた施策を講じること。

(日光市)

Ⅲ. 福祉行政及び地域保健医療対策の充実強化について

1. 介護保険制度について

- (1) 介護保険制度の充実に向けて、国の責任において必要な財政措置を講じること。併せて、地域支援事業(総合事業)の実施に係る上限額を廃止し、円滑な事業実施のための財政措置を行うこと。また、地域特性に応じた質の高い安定したサービスを提供するため、介護人材の処遇改善等、人材の確保及び定着に向けた取組を強化すること。

(栃木市、佐野市)

- (2) 被保険者の保険料負担を軽減するため、国の法定負担分である介護給付費及び介護予防・日常生活総合支援事業(地域支援事業)に要する費用の25%を確実に交付し、各保険者間の所得格差に対する財政措置は、これまでの調整交付金とは別枠で対応すること。

(栃木市)

2. 子育て支援策の充実について

- (1) 子ども医療費助成制度を全国統一の国の制度として創設し、0歳児から18歳までを所得制限及び自己負担を設けずに助成するとともに、制度化が図られるまでの間、十分な財政措置を講じること。その際は、国・都道府県・市区町村の費用負担役割を明確にするとともに人件費や事務費等も含めて、必要な経費は全額国庫負担とすること。

また、少子化対策及び子育て支援対策として、妊産婦やひとり親家庭医療費助成事業に対する国庫補助制度を創設すること。

(宇都宮市、足利市、栃木市、小山市、矢板市)

- (2) 保育士確保の地域格差(都市部と地方の自治体間の財政力による保育士処遇の格差)をなくし、保育士を安定的に確保するため、国において処遇等の統一的な制度を創設すること。また、公定価格の地域区分について、同じ生活圏域において隣接自治体との地域区分に格差が生じている現状から、安定的な人材の確保や継続的な市民サービスの提供に支障をきたすため、自治体より広い生活圏域において同一の地域区分にするなど早急に見直すとともに、隣接地域との地域区分差に配慮し、地域の実情に合わせ弾力的に運用すること。

(小山市)

- (3) 年度途中入所の予約枠を確保した事業者に対する運営費の補填制度を創設すること。

(鹿沼市)

- (4) 放課後児童クラブを利用する就学援助世帯などの生活に困窮する世帯や多子世帯の経済的負担を軽減するため、地方自治体が利用料の減免や助成等を行った場合、国においてその減免又は助成した額に対する補助制度を創設すること。

(足利市)

- (5) 人口減少・少子化問題は、地方自治体の存続に関わる重要な課題であるが、財政基盤の弱いなかでは、大変厳しい状況であることから、市区町村の負担が生じることがないように学校給食費の無償化に取り組むこと。

(栃木市、大田原市)

- (6) 保育園や認定こども園等に通園している子どもたちの給食費の無償化に取り組むこと。
(栃木市)
- (7) 障害児への教育・保育に対する支援制度については、幼稚園と保育所、幼稚園と保育所の機能を持ち合わせた認定こども園と、それぞれ異なる複雑な制度となっている。全ての子どもに質の高い教育・保育を提供する観点に立ち、補助事業を一本化し特定財源化を図ること。
(栃木市)
- (8) 保育所等の職員配置基準については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準により定められているが、現在の配置基準では安全の十分な確保が難しく、特に乳児や1・2歳児といった意思疎通の難しい低年齢児は、より多くの職員の対応が必要であることから、保育施設内での事件や事故が増加傾向にあることも踏まえ、保育の質を確保するため当該基準を見直すこと。職員配置基準の見直しに当たっては、当面は認可基準の見直しではなく、公定価格の加算による対応とすること。また、市区町村の独自施策により当該基準を上回る職員数を配置している場合については、財政支援を行うこと。
(足利市)
- (9) 子育て短期支援事業については、市町村が児童を保育士等に直接委任することにより介護施設等で実施が可能となったが、新たに保育士等の設置が必要になる場合もあるため、子ども・子育て支援交付金制度において人件費等運営費の国庫補助制度を新設すること。
(栃木市)
- (10) 認可外保育施設における安全・安心な保育環境等の維持・向上を図るため、児童福祉法第59条に基づく施設への立入調査等を実施するに当たり、施設の協力が得られない場合においても、実効性のある立入調査等を実施できるよう、裁判所が発する令状等に基づく強制的な立入調査権限の付与や警察機関の協力義務規定の追加、正当な理由なく施設への立入調査等を拒否した場合等における保育料無償化対象施設からの除外規定の追加など、法制度を見直すこと。
(宇都宮市)

3. 障害者福祉施策について

- (1) 地域生活支援事業については、国は自治体が支弁した費用の100分の50以内で補助することができるが、実際の補助額は100分の50を大きく下回っている。自治体に超過負担が生じないように、100分の50を補助できる財源を確保すること。
(足利市、大田原市)
- (2) 障害児（難聴児、重度心身障害児を除く）への児童発達支援に対する児童発達支援給付費の基準について、人口規模の小さな市町村では定員10人程度の児童発達支援センターを設置することが想定されることから、小規模な施設にも対応できるよう定員30人未満の給付費単価を新たに設定すること。
(矢板市)
- (3) 障害者が使用する補装具の支給に係る基準額について、基となる国の基準額が市場価格と乖離する品目については、市場価格に見合った引き上げを講じること。
(日光市)

4. 生活保護、生活困窮者対策について

- (1) 生活保護制度は、最後のセーフティネットとして全国一律の社会保障制度であることから、生活保護費の現行の負担割合を改め、自治体負担となっているケースワーカーなどの人件費や事務費等も含めて、必要な経費は全額国庫負担とすること。また、国と地方の負担割合の見直しが行われるまでの間、地方負担を軽減するための財政措置を講じること。

(矢板市、那須塩原市)

- (2) 全国的に生活保護受給世帯数が高い水準にある状況を踏まえ、雇用労働政策や年金制度など社会保障制度全般のあり方、保護基準や自立支援の見直しを始め、ケースワーク業務の委託化や事務の負担軽減、簡素化及び職員配置についての法制化等を含めた生活保護制度の再構築に向けて、時代に即した抜本的な改革に取り組むこと。

(矢板市、那須塩原市)

- (3) 生活保護の級地制度・級地指定は、市町村合併や地域経済の変化に伴い、各地域の生活水準の実態と乖離している状況であることから、近隣市町村間でより生活実態に則した指定を行うよう見直すこと。

(足利市)

- (4) 近年の異常気象等による熱中症予防として、生活保護世帯に対する冷房器具の支給が効果的と思慮されるため、保護開始時期に関わらず支給対象とするとともに、故障による買い替えや修理も支給対象とするよう基準を緩和すること。

(さくら市)

5. 孤独死の対応について

孤独死者のうち葬祭を行う者がいない遺体は、墓地、埋葬等に関する法律第9条の規定に基づき市長が葬祭を執行しているが、その葬祭費は遺留物品等の売却等により費用弁償することとなり、財産等がある場合には相続財産管理人の申立てなど、種々の手続きと事務費用を負担し、その帰属を確定させていることから、負担に係る支援制度を創設すること。

(栃木市)

6. 成年後見制度の利用促進に係る財政支援について

成年後見制度利用促進体制整備推進事業について、実施自治体の財政負担の軽減及び事業の地域格差解消のため、地方負担を軽減するための財政措置を拡充すること。

(下野市)

7. 国民健康保険財政措置の拡充及び制度運営の改善等について

- (1) 国民健康保険の被保険者は高齢者が多いことなどから、1人当たりの医療費の増加が続く一方、低所得者が多いために保険料負担能力は低いという構造的課題を抱えている。また、高齢化の進展による介護サービス利用者増に伴い、介護納付金が年々増加し、2号被保険者の負担が重くなっていくことが避けられないほか、近年の高額医薬品の使用、医療技術の高度化等が医療費の増加要因となり、国保運営において新たな課題となっている。さらに、被保険者に占める無職・非正規雇用・外国人世帯の割合や転出入率が高いこと等に加え、社会保険の適用拡大により、現役世代が被用者保険に移行することで、これまで以上に医療費がかかる層の割合が高まることが想定され、一人当たり保険料のさらなる増加が見込まれる。こうしたことから、定率国庫負担割合の増加や調整交付金の財政調整分を別枠とするなど、国庫負担を充実させ、国保財政基盤の強化

拡充と被保険者の保険料負担軽減を図ること。また、高齢・低所得者を多く抱える保険者に対し支援を強化すること。

(栃木市、佐野市、矢板市)

- (2) 国民健康保険財政の安定的な運営を維持するため、各種医療費助成制度等の地方単独事業実施による療養給付費等負担金、財政調整交付金の減額算定措置を条件なく全面的に廃止すること。

また、国の医療費負担率を引き上げること。

さらに、将来まで安定的に国民皆保険体制を維持することができるよう、さらなる財政支援の充実・強化を図ること。

(宇都宮市、足利市、栃木市、日光市、小山市、大田原市)

- (3) 国民健康保険における子どもの均等割保険料(税)軽減措置導入については、令和4年度から施行されたところであるが、対象となる子どもの範囲は未就学児に限定され、その軽減割合も5割とされているため、子育て世帯の負担軽減という制度の趣旨に則り、必要な財源を確保したうえで、対象者及び軽減割合の拡大を早急に実施し、軽減措置の拡充を図ること。

(宇都宮市、足利市、栃木市、日光市、大田原市)

8. 地域医療に対する医師及び看護師の確保対策について

- (1) 新医師臨床研修制度の導入による医師不足への影響や問題点の検証を踏まえ、卒業大学の所在する都道府県の中から研修病院を選択する制度、国立の医科大学卒業生による医師不足地域における一定期間の診療の義務付け、都道府県ごとの臨床研修医募集定員の上限見直しなど、地域医療に携わる医師を確保できるよう新医師臨床研修制度の抜本的見直しを図ること。

(栃木市、佐野市、矢板市)

- (2) 周産期医療においては、産科医・小児科医等の医師不足が顕著であり、国も医師等の確保や医療体制の整備等、充実強化に取り組んでいるが、さらに実効性のある総合的な対策が必要である。このため、産科医・小児科医・看護師等の医療従事者の労働条件の改善を図ること。また、再就業等の支援を行い、医師等が継続して勤務できる環境を整備すること。

(栃木市、矢板市)

- (3) 周産期医療や小児医療・小児初期救急診療の充実・強化を図るため、産科医・小児科医等の計画的な育成や確保など、実効性のある施策と十分な財政措置を講じること。

(栃木市、佐野市、矢板市)

- (4) 地域医療サービスを安定的に提供するため、産婦人科医や小児科医をはじめとする医師や看護師の不足や地域間・診療科間等の偏在の実態を踏まえ、地域に根差した医師を養成するなど、地域を支える医師や看護師の確保及び偏在の是正に資する即効性・実効性のある施策を早急に講じること。

(栃木市)

- (5) 産婦人科、小児科、救急医療等に携わる医師及び看護師不足の解消のため、女性を含めた医師や看護師が充実して働くことのできる医療環境の整備、看護師を養成する機会の充実、女性医師及び看護師の復職を支援する等、早急に医師及び看護師不足に対する抜本的な対策と十分な財政措置を講じること。

(栃木市)

- (6) 産科及び小児科の医師の集約化・重点化については、地域の拠点病院である公的病院等に適切な配慮を図ること。

(栃木市)

9. 救急医療等について

- 二次救急医療機関の施設整備や、体制の維持に対する財政支援も含めた新たな支援策を講じること。

(栃木市)

10. 各種予防接種対策等について

- (1) 市区町村の財政基盤や個人の経済状況による格差が生じることのないよう、予防接種法に基づく定期接種については、健康被害への対応を含め、国の責任において財源を地方交付税によらず、全額保障する措置を講じること。

(足利市、栃木市、鹿沼市、小山市、大田原市、矢板市、那須烏山市、下野市)

- (2) 帯状疱疹の発症予防のためには、ワクチンが有効とされているが、接種効果が高いとされる「不活化ワクチン」は、費用が高額であることから、一定の年齢以上の者に対するワクチンの有効性と安全性を確認した上で、帯状疱疹ワクチンを予防接種法に基づく定期接種化すること。

(栃木市、佐野市、大田原市、矢板市)

- (3) 令和6年度から新型コロナウイルス感染症予防のワクチン接種費用が有料となり、これに対して一部交付税措置が行われるが、自己負担額が生じることで接種率が低下し、感染拡大により、重症化リスクの高い高齢者の健康が脅かされる事態や、重症化の増加による医療体制への負荷が高まる事態等が懸念されることから、国による全額助成も含め、財政支援を拡充すること。

(栃木市、真岡市、さくら市)

11. 特定健康診査の充実について

- (1) 歯周病を予防することは、口腔の健康のみならず、全身の健康につながるものであることから、特定健康診査の項目に歯周疾患検診を導入すること。

(栃木市)

12. 感染症予防に関する物資について

- (1) 医療用物品など、必要な物資が十分に確保できるよう、生産・供給体制の強化を図るとともに、医療機関の現場ニーズに適切に応えられるように速やかに必要数を確保し供給すること。また、今後も起こりうる大規模感染症が発生した際に、医療物資及び衛生用品等が不足しないよう、生産・供給体制の強化を図ること。

(足利市)

- (2) 感染症予防に必要な物資の調達に要する経費については、十分な財政措置を講じることとし、必要な物資の備蓄ができるよう財政措置を継続すること。

(足利市)

IV. 都市基盤及び生活環境の整備と環境施策の充実強化について

1. 廃棄物処理対策について

- (1) 循環型社会形成推進交付金について、廃棄物処理施設の更新需要に見合った所要額を確実に確保すること。また、対象施設や対象事業の拡大、交付率の引き上げを講じる等、制度の充実を図ること。

(那須塩原市、栃木市)

2. 地球温暖化対策の推進について

- (1) カーボンニュートラル実現に向けて、再エネ・省エネ設備等導入時の補助事業について、継続、補助率の拡充、要件緩和を行うこと。

(矢板市)

- (2) 現在、公営企業の脱炭素化については、脱炭素化推進事業債を活用できる地方財政対策がなされており、同事業債の事業期間については地域脱炭素の集中期間の令和7年度までとされているが、上下水道事業において、脱炭素化は公営企業事業者の責務と認識しており、様々な財政的課題を抱えながら、カーボンニュートラルの実現に向けその推進に長期的に取り組んでいく必要があることから、少なくとも、温室効果ガスの半減を目標としている令和12年度まで延長すること。

(宇都宮市)

3. 産業廃棄物処理施設設置に係る地域紛争の予防等について

産業廃棄物処理施設設置に伴い、事業者と地域住民又は地域住民同士の軋轢が頻繁に生じることから、廃棄物処理法に地域住民への事前説明及び住民又は地元自治体の同意を必須条件とするよう法改正を行うこと。

(那須塩原市)

4. 上・下水道等の整備促進等について

- (1) ライフラインである水道施設の保全のため、老朽化した水道施設の更新や耐震化がより促進されるよう財政措置の拡充を図ること。特に、生活基盤施設耐震化等交付金については、所要額を確実に確保するとともに、資本単価、給水人口及び水道料金に係る採択基準を撤廃、または大幅に緩和すること。

(さくら市、那須烏山市)

- (2) 湖沼、河川の水質浄化対策の強化と事業効率を上げるため、下水道整備事業及び浄化槽設置整備事業の一層の推進を図ること。

(大田原市)

- (3) 下水道施設は、公衆衛生の向上や公共用水域の水質保全などに寄与する、極めて公共性の高い社会資本である。このため、水質汚濁防止法では、国の責務として、地方公共団体が実施する生活排水対策に対し、財政上の援助に努めなくてはならないと明確に示されている。全国的に人口減少が進む中、施設の新設よりも既存施設・設備の管理、更新を適切に行い、延命化を図ることの重要性がますます高まるとともに、高度経済成長期以降、急速に整備された下水道施設のストックの老朽化が今後増加していくことは必至であることから、下水道施設の改築・更新、老朽化対策等に係る十分な財政支援を講じること。

(佐野市、日光市)

- (4) 汚水処理施設の統廃合による農業集落排水事業の後利用については、地方事務の負担軽減による効率化を図るため、施設再編を行う全ての自治体が補助金返還を伴わないよう、後利用の使用開始期間等を含め財産処分等の承認基準の条件緩和をすること。

(大田原市)

5. 道路・街路の整備促進について

- (1) 国道を跨ぐ橋梁の管理については、国による直接管理とし、定期的な点検及び補修工事を実施すること。

(小山市、下野市)

- (2) 国の新広域道路交通計画に構想路線として位置付けられた「(仮)つくば・八溝縦貫・白河道路」は、県域を越えた連携・交流の促進や国土強靱化に大きく貢献し、栃木県東部地域の未来を創る道路として期待されることから、早期事業化に向けて支援すること。

(那須烏山市)

6. 河川等の治水事業等の推進について

- (1) 「平成 27 年 9 月関東・東北豪雨」及び「令和元年東日本台風」に伴う大雨により浸水被害が発生した河川における河道整備、排水機場、雨水ポンプ場、調節池、田んぼダムなどの多岐にわたる抜本的な排水強化対策による流域治水の推進に向けた財政措置を講じること。

(栃木市、小山市)

- (2) 令和元年度東日本台風により、浸水被害が発生した河川における河道掘削、河川整備、雨水ポンプ場、調整池などの多岐にわたる抜本的な排水強化対策を推進すること。

(栃木市、小山市)

7. 交通・運輸対策について

コロナ禍による利用者低迷や、原油価格・物価高騰等の影響により、交通事業者は依然として厳しい経営環境におかれていることから、地域鉄道や路線バス及びタクシーなどの交通事業者に対して必要な支援を行うこと。

(宇都宮市、真岡市)

8. まちづくり事業等の推進について

- (1) 民間が所有する廃墟化した大規模施設による地域経済活動への悪影響や、老朽化施設の倒壊等による危険性から市民生活の安全を確保する必要があるものの、多額の費用負担が生じることから、国の支援制度を利用したとしても、市が取り壊し等を行うことは不可能であるため、国において直接対応すること。

(日光市)

- (2) 第 5 世代移動通信システム (5G) については、特に働き手不足に悩む地方部において、移動手段や医療・介護、農林業、遠隔就労、災害等、生活基盤を担うデジタル技術を活用する上で必須のインフラとなるが見込まれることから、「デジタル田園都市国家インフラ整備計画」に基づき、可能な限り前倒しで整備すること。

(矢板市)

9. 鳥獣の駆除・防除対策について

野生動物が起因する豚熱（CSF）対策や鳥インフルエンザ対策が急務であることから、有害鳥獣被害防止対策に係る国の交付金について、捕獲実績に基づいた交付とするなど市町村の現状に即したものとなるよう見直すこと。また、捕獲実施者の写真撮影などの事務を簡素化すること。

また、野生イノシシに対する経口ワクチン散布補助を自治体の要求どおり確保することなど、国内で発生しているCSF対策の強化を図ること。

（鹿沼市）

10. 場外車券売場等の設置について

自転車競技法・小型自動車競走法における競輪・オートレースの場外車券売場の設置許可の条件に、地元自治体の同意を必須要件とするよう法改正を行うこと。

（矢板市）

11. 農政施策について

(1) 農業農村整備事業等の計画的かつ着実な推進について

ア 農業の成長産業化に向け、高生産性農業を支え、地域の防災・減災力の強化に寄与する農業農村整備事業を推進すること。

イ 豪雨等による湛水被害の防止に資する、排水施設の整備、田んぼダム の 取 組 み 推 進 等、流域治水の取組による国土強靱化を推進すること。

ウ 地域の共同活動などを支援する日本型直接支払制度(多面的機能支払)を推進すること。

（小山市、大田原市）

(2) 人・農地プランに位置付けられた、農業担い手に対する農業経営基盤強化資金の貸付当初5年間の利子助成について、確実に実行できるよう予算措置するとともに、6年目以降の延長を図ること。

（鹿沼市）

(3) 主食用米からの転作助成の柱である「水田活用の直接支払交付金」については、令和4年度農林水産予算概算決定等において「現場の課題を検証しつつ、今後5年間一度も水張りが行われない農地は交付対象としない方針」が示されたことに加えて、令和5年度予算においては、飼料用米の3年以上の複数年契約に対する助成について契約期間中である農業者がいるにも関わらず廃止され、さらに令和6年度以降、飼料用米の戦略作物助成の専用品種以外について交付金単価が引き下げられる方針が示されるなど制度の変更が短期間で行われている。加えて、国の制度変更等に伴い、農業者に対する周知や交付金の交付手続等において、年々、事務負担が増加・煩雑化する一方で、人件費を含む事務費に不足が生じている。また、認定新規就農者を対象に令和4年度に創設された「経営発展支援事業」では、生産品目の経営準備スケジュールによって活用できない事例が見られるなど、生産現場にそぐわない制度になっている。

こうした短期間での制度変更に対して、農業者からの反対する声は根強く、また、収益減少や経営計画が見通せないなど、今後の営農継続を不安視する声も寄せられており、国においては、新規就農者を含め、農業者が安心して地域農業の維持発展が図れるよう、中・長期的な視点に立って、将来に展望が持てる農業支援制度を構築し、実施すること。合わせて、制度の実施に当たっては、現場の事務の円滑化・効率化に配慮した制度運用と作業実態等を踏まえた事務費を確保すること。

（宇都宮市、鹿沼市、那須烏山市）

12. 農業及び畜産業経営に対する財政支援について

- (1) 海上輸送費の上昇や世界的な穀物需要の増加、円安の進行等により、農業用の肥料、飼料、資材、燃料などの価格が高騰し、農家及び畜産農家の経営は非常に厳しい状況であることから、経営安定に向けた対策を継続的に実施するとともに、制度の構築・運用に当たっては、活用しやすい仕組みとすること。

(那須塩原市)

- (2) 配合飼料については、価格が継続して上昇する状況下において、配合飼料価格安定制度では十分な補填を受けることができないことから、配合飼料価格安定制度の見直しを図ること。

(那須塩原市)

13. 社会資本整備総合交付金制度について

- (1) 社会資本整備総合交付金は、地方公共団体にとって、自由度が高く、まちづくりにおいて創意工夫が活かせる制度として、当交付金の継続的な制度維持を図ること。

(宇都宮市、足利市、栃木市、佐野市、小山市)

- (2) 地方の社会資本整備に欠かすことのできない社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金については、交付要綱等により国の負担割合(国費率)が規定されているものの、要望額と交付額との乖離が大きく、市区町村の超過財政負担や、計画的事業執行への支障となっている。については、事業の長期化を防ぎ、計画的な事業執行を図るため、市区町村からの要望額を十分配慮して予算配分を行い、市区町村が必要とする所要額を確保すること。

なお、予算配分にあたっては、地方自治体ごとの要望額に対する配分額の割合について、地域の実情を勘案した適切な配分とすること。

(宇都宮市、小山市、下野市)

- (3) 老朽化し更新が必要となる公園施設が増加していく中で、計画的に施設の更新を推進できるよう、交付金の事業要件(面積要件2ha以上)を緩和すること。加えて、公園施設長寿命化対策支援事業について、多大な更新費用が必要となる部材の交換も事業の対象とするとともに、採択基準となる最低限度額(事業計画期間における事業の合計国費が15百万円×計画年数以上)の廃止若しくは減額をすること。

(足利市、栃木市)

14. 公共施設や公有財産の維持管理について

- (1) 市町村合併等による公共施設の統廃合等の再編を積極的に支援すること。公共施設の再編が円滑に進むよう、財政措置の期間延長、マニュアルの整備や助言など必要な支援を行うこと。

また、対象外の施設を設けず、全ての公共施設を対象とすること。

(栃木市)

- (2) 持続可能なまちづくりを進めるためには、質の高い公共サービスの提供を維持しつつ、老朽化が進行している公共施設の再配置、有効活用、除却等を行っていく必要があることから、公共施設の再編を促進するために、公共施設の除却費用等への財政支援を拡充すること。

(真岡市)

15. 生活環境等の保全について

市街地上空において米軍機の低空飛行訓練が頻繁に行なわれていることから、米軍機の低空飛行訓練の調査と改善を米軍へ働き掛けること。

(栃木市)

16. デジタル田園都市国家構想交付金事業の推進について

デジタル田園都市国家構想交付金事業において、施設整備にかかる補助事業の募集を行う際には、早期の情報提供及び十分な事前相談期間を確保すること。

(矢板市)

17. 空き家対策について

相続放棄による空き家等の保存義務（管理責任）が皆無となる法制度の在り方について、見直すこと。

(足利市)

V. 防災・減災対策の充実強化について

1. 防災・減災対策等の充実強化について

- (1) 消防防災通信基盤整備費補助金(防災行政デジタル無線施設)の維持管理に係る補助制度を確立すること。

また、防災ラジオ等の戸別受信代替案や複数メディアを利用したシステム作りの整備、及び維持管理に係る補助制度についても財政措置を講じること。

さらに、防災行政無線や戸別受信機等の通信環境の改善を目的とした電波送信出力増強の許可等を柔軟に対応すること。

(栃木市、小山市、矢板市)

- (2) 緊急防災・減災事業債、防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債及び緊急自然災害防止対策事業債について、国土強靱化、防災・減災対策の充実強化のため、補助対象の拡充及び要件緩和により市町村の負担軽減を図るとともに、制度の恒久化を図ること。特に、令和7年度までとされている緊急防災・減災事業債については、令和8年度以降も継続すること。

(栃木市、日光市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、さくら市)

- (3) 国が予定している緊急速報メール配信地域の細分化を実現するとともに、実施にあたり市町村が負担する携帯会社側のシステム整備費用について、交付税措置等による財政支援を講じること。

(日光市)

- (4) 令和元年東日本台風(台風第19号)による甚大かつ広範囲への被害を教訓として、緊急防災・減災事業債の対象範囲に、洪水浸水想定区域からの公共施設の移転等についても含めること。

(那須烏山市)

- (5) 救助資機材搭載消防ポンプ自動車等の無償貸付事業について、都道府県へ毎年1、2台の割り当てから、台数等の拡充を図ること。

(真岡市)

2. 発災時の支援対策について

- (1) 被災自治体への支援活動を積極的に行えるよう都市自治体の主体的な被災地支援を災害救助法で明確に位置づけ、支援活動に対し財政措置を拡充するとともに、災害廃棄物の処理に関し、被災地域において発生した大量の廃棄物を集積していた仮置場の復旧にかかる経費についても国が全額負担すること。

(栃木市)

- (2) り災証明の判定結果については、国費を伴う各種支援と連動していることから、り災証明発行に伴う住家被害認定調査の経費等も災害救助法の対象項目として支援すること。また、災害救助事務費については、上限を撤廃し、全額支援すること。

(栃木市)

- (3) 被災者生活再建支援法の適用については、「半壊・準半壊・準半壊に至らない(一部損壊)」及び「床上浸水」等の世帯にも対象を拡大するとともに、生活再建の現状に鑑み、支援金の支給額を増額すること。

また、市町村単位で適用される災害救助法及び被災者生活再建支援法については、局地的な自然災害を含む同一災害により被災した全ての世帯が同様の支援を受けられるよう基準を緩和すること。

(栃木市)

3. 防災・減災、国土強靱化対策の推進について

激甚化する風水害や切迫する大規模地震への対策、予防保全型インフラメンテナンスへの転換に向けた老朽化対策、国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等を強力に推進するため、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に係る予算を拡充すること。

(下野市)

4. ハザードマップ等のデジタル化について

生活に密接な防災分野のデジタル化を更に推進し、災害リスク情報等(洪水浸水想定、土砂災害、津波、火山の警戒区域、避難所情報)の一元化やデータ連携を促進するとともに、災害発生時には、AI解析等を活用して、水位情報や道路通行止め情報、避難所の空き状況など、住民のニーズに応じた情報をワンストップ化するなど、平時・非常時における国の防災情報サイトの機能拡充を図ること。

(足利市)

国への要望（令和6年度 春季） 新規要望一覧

No.	大項目 番号	中項目 番号	中項目	要望事項	提案市	担当省庁	概要
1	I	11	行政のデジタル化の推進について	自治体情報システムの標準化対応に係る自治体独自システム移行に対する財政支援ほか	宇都宮市	総務省	自治体情報システムの標準化対応に係る「 <u>デジタル基盤改革支援補助金</u> 」について、標準化対象システムと同一のパッケージで一体的に運用している医療費助成などの自治体独自施策のシステムも標準化への移行に伴い対応が必要であることから、 <u>それらの経費についても補助対象とすること。</u> また、「地方公共団体情報システム標準化基本方針」に掲げられた、情報システムの運用経費が平成30年度比で3割削減となるよう、 <u>ガバメントクラウドやその接続ネットワークについて、適切な利用料の設定とすること。</u>
2	IV	17	空き家対策について	相続放棄により空き家等の保存義務が皆無となる法制度の見直し	足利市	法務省	<u>相続放棄による空き家等の保存義務（管理責任）が皆無となる法制度の在り方について、見直すこと。</u> ※令和5年の民法改正により、相続放棄すると「現に所有している」実態がなかった相続人には保存義務（管理責任）がなくなった。
3	III	10	各種予防接種対策等について	新型コロナワクチン接種費用の国による全額助成も含めた財政支援の拡充	栃木市 真岡市 さくら市	厚生労働省	令和6年度から <u>新型コロナウイルス感染症予防のワクチン接種費用</u> が有料となり、これに対して一部交付税措置が行われるが、自己負担額が生じることで接種率が低下し、感染拡大により、重症化リスクの高い高齢者の健康が脅かされる事態や、重症化の増加による医療体制への負荷が高まる事態等が懸念されることから、 <u>国による全額助成も含め、財政支援を拡充すること。</u>
4	II	2	公立学校施設等の整備について	学校空調設備のリース方式による設置経費に対する補助	鹿沼市	文部科学省	<u>学校施設</u> は、児童生徒の学習・生活の場であるとともに、地震等の災害時には、地域住民の避難所としての役割も担う重要な施設であることから、気候変動に対応する空調設備等の設置について、 <u>リース方式による空調設備の設置の経費においても補助制度の対象とすること。</u> 特に屋内運動場への設置については、早期に教育環境の改善及び、避難所としての機能強化を図るため、 <u>断熱性能を求めることなく、支援の対象とすること。</u>
5	I	1	国・地方税法等の改正について	自動車検査証の返付手続きに係る納税証明書の交付手数料無償化の終了	大田原市	総務省	<u>自動車検査証の返付時の納税証明書</u> 等の提示については、オンライン確認により順次省略可能となり、令和7年4月までの小型二輪自動車の対応をもって全て移行されることから、「地方税法の施行に関する取扱いについて（市町村税関係）」（平成22年4月1日総税市第16号）に定める <u>納税証明書の交付手数料を徴収しないこととする規定を削除すること。</u> ※本件に係る納税証明書交付件数が依然として多い状況で、その多くが、車検を依頼された自動車整備業者が、万が一自動車税に滞納があった場合の手戻りを防ぐための確認作業的に取得している状況であり、自動車税の徴収確保という無償化の目的から外れている。
6	I	2	地方交付税について	ふるさと納税の費用割合の見直し	大田原市	総務省	ふるさと納税の取組において、返礼品の調達額（返礼率）を寄附金額の30%以下に維持し、全国各地への配送、寄附者の利便性向上、担当職員の確保といった標準的な取組に対する費用負担のみを考慮しても、 <u>ふるさと納税募集の適正な実施に係る基準として定められた「寄附金の募集に要した費用50/100以内」に収めることが難しいことから、費用の割合を見直すこと。</u>
7	IV	2(1)	地球温暖化対策等の推進について	再エネ・省エネ設備等導入に対する補助事業の継続・補助率拡充・要件緩和	矢板市	環境省	カーボンニュートラル実現に向けて、 <u>再エネ・省エネ設備等導入時の補助事業について、継続、補助率の拡充、要件緩和を行うこと。</u>
8	II	7	日本語教室運営補助金の充実について	外国人住民を対象とした日本語教室運営費に対する継続的な補助	さくら市	文化庁	<u>外国人住民を対象とした日本語教室にかかる運営費に対して、継続的に利用できる補助金を新設すること。</u> ※既存の日本語教育に関する国（文化庁）の補助金は、日本語教室立ち上げ時のみ対象であったり、都道府県・政令指定都市を対象としたものであるなど、対象事業のハードルが高く、また、継続的に利用できるものとはなっていない。

※栃木県提出議案における大項目

- I. 地方分権改革の推進と都市行財政の充実強化について
- II. 教育文化行政の充実強化について
- III. 福祉行政及び地域保健医療対策の充実強化について

- IV. 都市基盤及び生活環境の整備と環境施策の充実強化について
- V. 防災対策の充実強化について

要 望 議 案 の 概 要

栃木県市長会

提出市 宇都宮市
要望項目(大) 都市行財政の充実強化について
要望項目(中) 行政のデジタル化の推進について
要望内容 自治体情報システムの標準化対応において、標準化対象20業務を対象としている「デジタル基盤改革支援補助金」について、標準化対象システムと同一のパッケージで一体的に運用している医療費助成などの自治体独自施策のシステムも標準化への移行に伴い対応が必要であることから、それらの経費についても補助対象とすること。また、「地方公共団体情報システム標準化基本方針」に掲げられた、情報システムの運用経費が平成30年度比で3割削減となるよう、ガバメントクラウドやその接続ネットワークについて、適切な利用料の設定とすること。
提案理由等 自治体情報システムの標準化については、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」に基づき、令和7年度までに全ての自治体が統一的な基準に適合したシステムに移行することとされており、その移行経費に対し「デジタル基盤改革支援補助金」が設けられ、標準化対象20業務について、ガバメントクラウド上で事業者が提供する標準準拠システムへの移行経費を全額補助することとされている。こうした中で、それらと同一のパッケージで一体的に運用されている自治体独自施策のシステム（高齢者向けの給付や子供向けの医療費助成など）においても、移行対応を余儀なくされているが、その経費は補助対象とされていないことから、財政負担を強いられることが見込まれる。 さらに、情報システム移行後の運用経費等について、「平成30年度比で少なくとも3割削減を目指す」（地方公共団体情報システム標準化基本方針）とされているが、先行実証に参加した自治体の検証結果においても3割削減が実現できておらず、また、ガバメントクラウド等の利用料については、各業務システム事業者から高額な見積りが提示されるなど、今後の運用経費についても更なる財政負担を強いられることが見込まれる。 以上のことから、情報システム移行後において、自治体における運用経費が過度な負担とならないよう要望するもの。
担当省庁 総務省自治行政局
関係法令 「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」（令和三年法律第四十号）

要 望 議 案 の 概 要

栃木県市長会

提出市 足利市
要望項目(大) 都市基盤及び生活環境の整備について
要望項目(中) 空き家対策について
要望内容 相続放棄による空き家等の保存義務（管理責任）が皆無となる法制度の在り方について、見直すこと。
提案理由等 令和5年の民法改正により、相続放棄すると「現に所有している」実態がなかった相続人には保存義務（管理責任）がなくなりました。 これにより、保存義務を負う者が皆無の所有権の所在が不明な放置された空き家が生み出されます。 利害関係人が清算人の選任申立てを行うことにより、空き家の解消を図っていく道はありますが、利害関係人が数十万から100万円程度とされる予納金を負担することが難しいため申し立てを断念する場合があります。 本市においても相続財産管理人制度に取り組み、放置された空き家の解消を図ってまいりました。これらは、隣接所有者に購入の意思があるなど解決の出口が見えているケースで市の費用負担が少ないといった場合です。 一方、債権が存在、土地と建物の所有者が別、流通に不向きな物件など解決困難なケースで相続放棄により空き家等の保存義務が皆無となった場合では、放置された空き家の解消が図れず老朽化が進み困っております。 相続放棄による空き家等の保存義務が皆無となり所有権の所在が不明となる法制度について見直しを要望いたします。
担当省庁 法務省
関係法令 民法 第940条

要 望 議 案 の 概 要

栃木県市長会

提出市 栃木市・真岡市・さくら市
要望項目(大) (国民健康保険制度の改善と) 地域保健医療制度の充実強化について
要望項目(中) 各種予防接種対策等について
要望内容 令和6年度から新型コロナウイルス感染症予防のワクチン接種費用が有料となり、これに対して一部交付税措置が行われるが、自己負担額が生じることで接種率が低下し、感染拡大により、重症化リスクの高い高齢者の健康が脅かされる事態や、重症化の増加による医療体制への負荷が高まる事態等が懸念されることから、国による全額助成も含め、財政支援を拡充すること。
提案理由等 ワクチン接種は、新型コロナウイルス感染症対策として最も有効な手段の一つであることから、予防接種法及び国の方針に基づき、全額国費で市民に対して接種を行ってきました。 令和6年4月からワクチンの無料接種が終了し、自治体ごとに自己負担分を徴収するようになりますが、自己負担額の増加により経済的に余裕がない人の接種控えが生じ、地域によっては十分な感染症対策ができなくなる可能性があります。 新型コロナの感染症法上の分類が5類になっても新型コロナが終息したわけではなく、また新しい変異株による感染が拡大している状況でもあることから、接種を希望する方が今まで同様安心して接種できる環境を整える必要があります。 12月の自治体説明会において、接種費用(7,000円)の3割を交付税措置すると説明があったところですが、自治体の財政状況によりワクチン接種を受ける環境に差が出ることはないよう、令和6年度以降もワクチン接種費用の国による全額助成を含め、財政支援の拡充を要望します
担当省庁 厚生労働省
関係法令 予防接種法(昭和23年法律第68号)

要望議案の概要

栃木県市長会

提出市 鹿沼市
要望項目(大) 教育文化行政の充実強化について
要望項目(中) 公立学校施設等の整備について
要望内容 学校施設は、児童生徒の学習・生活の場であるとともに、地震等の災害時には、地域住民の避難所としての役割も担う重要な施設であることから、気候変動に対応する空調設備等の設置について、リース方式による空調設備の設置の経費においても補助制度の対象とすること。特に屋内運動場への設置については、早期に教育環境の改善及び、避難所としての機能強化を図るため、断熱性能を求めることなく、支援の対象とすること。
提案理由等 学校施設で空調設備の設置を検討するにあたり、現在の補助制度では、特に屋内運動場において、断熱性確保の工事が求められており、気候変動に対応した空調設備等の整備を、社会的要請により、早期に教育環境の改善及び、避難所としての機能強化を図るため、初期の財政負担が抑えられるリース方式による導入への国庫補助化を含めた財政支援措置の拡充が必要である。
担当省庁 文部科学省
関係法令 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律

要望議案の概要

栃木県市長会

提出市 大田原市
要望項目(大) 都市行財政の充実強化について
要望項目(中) 国・地方税法等の改正について
要望内容 自動車検査証の返付時の納税証明書等の提示については、オンライン確認により順次省略可能となり、令和7年4月までの小型二輪自動車の対応をもって全て移行されることから、「地方税法の施行に関する取扱いについて（市町村税関係）」（平成22年4月1日総税市第16号）に定める納税証明書の交付手数料を徴収しないこととする規定を削除すること。
提案理由等 道路運送車両法第97条の2第1項の規定により、自動車の使用者が自動車検査証の返付を受けようとする場合には、当該自動車の所有者に自動車税種別割又は軽自動車税種別割の滞納がないことを証する書面を提示しなければならないとされています。滞納がないことを証する書面とは、地方公共団体が発行する納税証明書又は納付書の領収証書となりますが、自動車税の納税確認の電子化により、普通自動車については平成27年4月から、軽自動車については令和5年1月から継続審査の申請手続において、納税証明書等の提示が省略化されています。二輪の小型自動車については令和7年1月から4月までの間で運用開始が予定されています。 しかしながら、本市における令和5年4月から12月までの窓口での車検用納税証明書の交付件数は、1,380件であり、令和4年度の同時期2,590件の約半分となっているものの、全ての税目に対する納税証明書の1割を占めている状況です。これは、地方税法の施行に関する取扱いについて（市町村税関係）により、交付手数料を徴収しないことが大きな要因を占めていると考えます。 納税証明書の取得理由の多くが、自動車の使用者から車検を依頼された自動車整備業者が、万が一自動車税に滞納があった場合に自動車検査証の返付を受けられなくなることを防ぐ、いわゆる確認作業的に取得している状況です。これは、納税証明書の本来の目的である、自動車税の徴収の確保から外れていると考えます。また、本市の令和4年度軽自動車税の徴収率は、99%を超えており、車検を受ける車両に係る軽自動車税の未納は皆無であると推察します。 そのため、本来の目的である「納税証明書の交付が種別割の徴収の確保の必要」ではないと思われることから、二輪の小型自動車の運用が開始された際に要望内容のとおり削除を求めるものです。
担当省庁 総務省
関係法令 地方税法 道路運送車両法 地方税法の施行に関する取扱いについて

要望議案の概要

栃木県市長会

提出市 大田原市
要望項目(大) 都市行財政の充実強化について
要望項目(中) 地方交付税について
要望内容 ふるさと納税の取組において、返礼品の調達額（返礼率）を寄附金額の30%以下に維持し、全国各地への配送、寄附者の利便性向上、担当職員の確保といった標準的な取組に対する費用負担のみを考慮しても、ふるさと納税募集の適正な実施に係る基準として定められた「寄附金の募集に要した費用50/100以内」に収めることが難しいことから、費用の割合を見直すこと。
提案理由等 ふるさと納税寄附金制度については、平成31年4月1日付け総務省告示第179号において「寄附金の募集に要した費用は寄附金の百分の五十に相当する金額以下」との基準が設けられ、さらに令和5年度から、ワンストップ特例関係や寄附金受領証関係事務など、募集に付随する事務に要する人件費等も費用の対象にすることとなりました。 ふるさと納税の寄附の募集においては、現金納付やカード決済に加え、電子決済といった支払方法の充実やワンストップ特例制度の電子申請等、寄附者の利便性向上を図るためのサービスが増加しています。それらのサービスが利用できることは、寄附者が寄附をする自治体の選択要素にもなっていることから、自治体としては、これらのサービスを導入せざるを得ない状況です。また、配送料についても、原油価格高騰の影響等、近年急激に価格が上昇しており、令和6年度からの配送業各社の値上げも報じられていることから、更なる費用の増額が見込まれるところです。 自治体においては、経費率を50%以内に収めるため、返礼率を30%より下げるなどの対応が必要となっておりますが、現在、ふるさと納税は、税制控除と返礼品の魅力により年々寄附者が増加していることから、寄附者の期待に添えるよう返礼率30%を維持するとともに、寄附者の利便性向上に努め、継続して寄附者の拡大を目指すことで、地域産業の活性化が図れるものと考えます。 また、寄附額においては、自治体間格差が拡大しており、寄附額の多い自治体と少ない自治体とでは、広告費用に係る経費率にも大きな格差が生じている状況です。寄附額の自治体間格差を是正するためには、寄附額の少ない自治体においても、ある程度の経費をかけた広告活動が必要と考えますので、ふるさと納税募集の適正な実施に係る基準として定められた「寄附金の募集に要した費用割合」の緩和について要望いたします。
担当省庁 総務省
関係法令 ・ 地方税法第37条の2第2項及び第314条の7第2項 ・ 総務省告示第179号の第2条第2項

要望議案の概要

栃木県市長会

提出市 矢板市
要望項目(大) 環境施策の充実強化について
要望項目(中) カーボンニュートラル実現に向けた支援について
要望内容 カーボンニュートラル実現に向けて、再エネ・省エネ設備等導入時の補助事業について、継続、補助率の拡充、要件緩和を行うこと。
提案理由等 矢板市では、令和5年3月に策定した「矢板市気候変動対策計画」に基づき、令和12年度までに温室効果ガス排出量を平成30年度比51%削減の実現に向けて、家庭向けの太陽光発電設備、蓄電池、電気自動車等の購入を支援する補助制度の創設や、公共施設への再生可能エネルギーの導入、省エネルギー設備への更新等に取り組んでいるところです。 カーボンニュートラルは市民に身近な内容であり関心も高く、経済的波及効果も高い施策であることから、公共施設や民間施設に再生可能エネルギー・省エネルギー設備を導入する際の補助事業について、継続及び補助率の拡充、並びに要件緩和を要望いたします。
担当省庁 環境省
関係法令 地球温暖化対策の推進に関する法律

要 望 議 案 の 概 要

栃木県市長会

提出市 さくら市
要望項目(大) 教育文化行政の充実強化について
要望項目(中) 日本語教室運営補助金の拡充について
要望内容 外国人住民を対象とした日本語教室にかかる運営費に対して、継続的に利用できる補助金を新設すること。
提案理由等 令和元年に出入国管理及び難民認定法（入管法）が改正されたことをきっかけに、本市においても外国人住民の人口が著しく増加しております。令和元年4月1日に343人であった外国人住民の数も、令和5年4月1日には502人と約1.5倍になっている状況です。今後も外国人住民の数は増加することが見込まれます。 外国人住民の人口に比例して、日本語教室の需要も高くなっており、本市ではさくら市国際交流協会が月に4回程度日本語教室を運営しております。日本語教室にかかる運営費の内訳としては、主に教材費、ボランティアへの謝金、ボランティア養成講座にかかる費用であり年間で約60万円となっています。この運営費は、さくら市が補助金としてさくら市国際交流協会に交付していますが、外国人住民の増加により、今後さらに運営費が増加することが見込まれる状況にあります。日本語教育に関する国（文化庁）の補助金には、「地域日本語教育スタートアッププログラム」や「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」、「地域日本語教育実践プログラム」がありますが、日本語教室立ち上げ時のみ対象であったり、都道府県・政令指定都市を対象としたものであるなど、対象事業のハードルが高く、限定的であると認識しております。また、日本語教育の推進に関する法律では「地方公共団体は、国の施策を勘案し、地域の状況に応じた日本語教育の推進に必要な施策の実施に務める」と謳っており、国の日本語教室にかかる更に充実した補助金・支援が求められます。 日本の人口が減少している中、国の施策のもと、外国人は労働力の重要な担い手として求められています。今後も外国人住民の増加が見込まれ、日本語教室の需要が高まっていく中で、市の財政を鑑み、年度ごとの単発ではなく継続的に利用できる「日本語教室運営補助金」の新設を要望いたします。
担当省庁 文化庁
関係法令 日本語教育の推進に関する法律（令和元年法律第48号）

市町村第 883-1 号
令和 6 (2024) 年 2 月 2 日

栃木県市長会長 }
 } 様
栃木県町村会長 }

栃木県総合政策部長

令和 6 (2024) 年度市町村長会議における協議事項について (照会)

このことについて、下記のとおり提出くださいますようお願いいたします。

記

1 対象事項

市町に共通する当面の諸問題に関する協議事項

2 提出期限

令和 6 (2024) 年 3 月 12 日 (火)

3 提出方法

電子メールにて以下まで提出願います。(様式任意)

提出先: 市町村課管理担当 [shichoson-kanri@pref.tochigi.lg.jp]

市町村課管理担当 後藤
TEL 028-623-2113

事務連絡

令和6(2024)年2月2日

栃木県市長会事務局 }
御中
栃木県町村会事務局 }

栃木県総合政策部市町村課管理担当

市町村長会議における協議事項に係る留意点について（依頼）

市町村長会議は、県と市町村の当面する諸問題について、知事と各市町長が「意見交換」を行うことを目的に開催しており、令和6年度の会議日時は令和6年5月13日(月)15時を予定しております。

意見交換のための十分な時間を確保し、できる限り多くの市町長に御発言をいただくためにも、市町側（市長会及び町村会）からの協議事項については、原則として下記のとおりとさせていただきます。御配慮くださるようお願いします。

記

- 1 協議事項数は5項目以内としてください。
- 2 協議事項ごとの論点は1つとしてください。
- 3 協議事項については、市町に共通する課題の選定に御協力願います。
- 4 協議事項を発言する市町長も記載願います。
- 5 協議事項の提出期限は、令和6(2024)年3月12日(火)とさせていただきますが、それまでの間も随時、情報提供いただきますようお願いいたします。

管理担当 後藤
TEL 028-623-2113